

# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算（案） 630百万円（新規）】  
【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

### (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

### (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

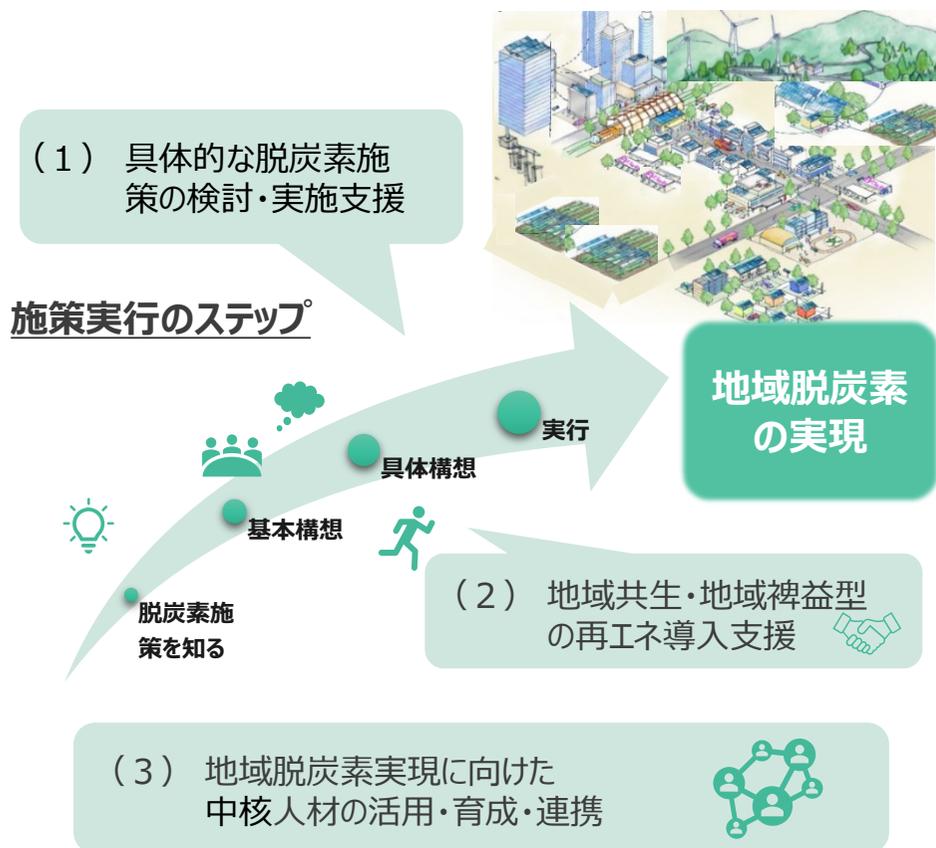
### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ② 地域における中核人材育成研修
- ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) ① (2) 間接補助事業（定率、上限設定あり）  
(1) ②③ (3) 委託事業
- 補助・委託先： (1) ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2) 地方公共団体  
(1) ②③、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

## 1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

## 2. 事業内容

### ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

### ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

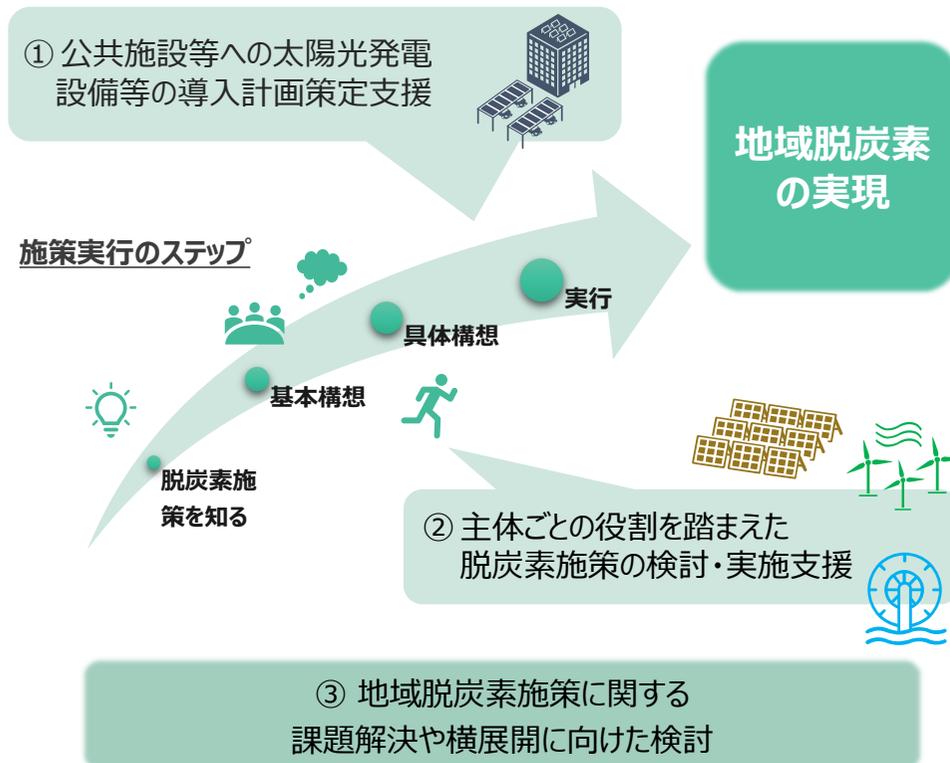
### ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助1/2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円  
②③ 委託事業
- 補助・委託先：① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行う。

## 2. 事業内容

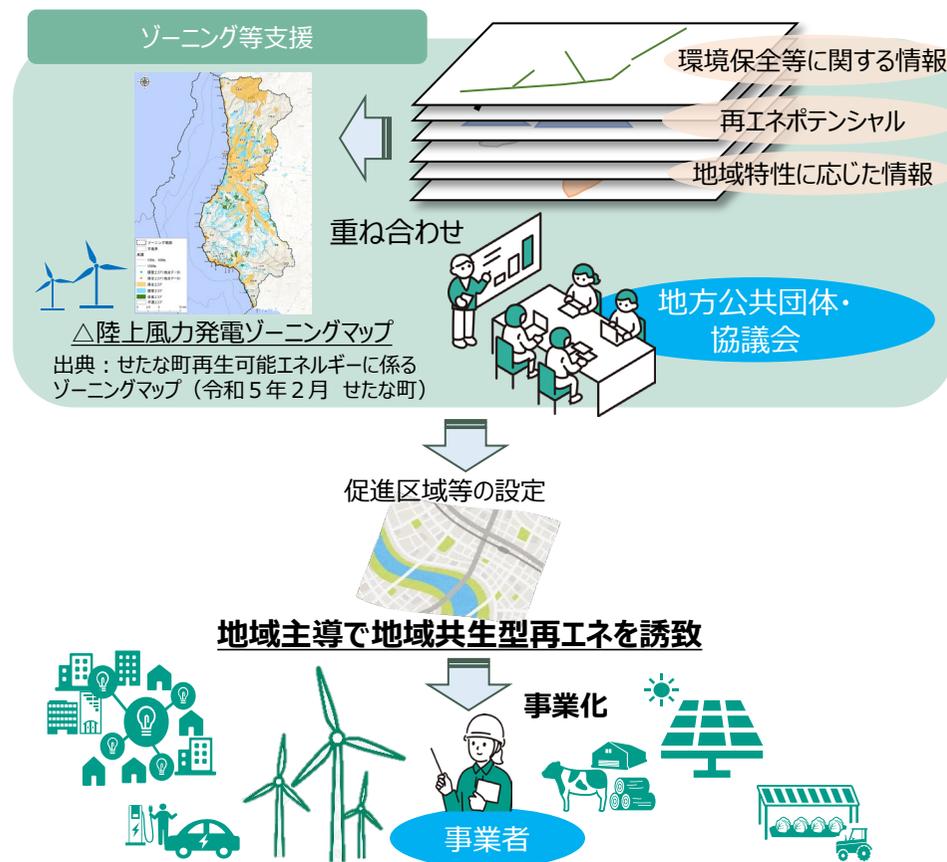
### 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助3/4（上限2,500万円）
- 補助対象： 地方公共団体
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

## 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

### ② 地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

### ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

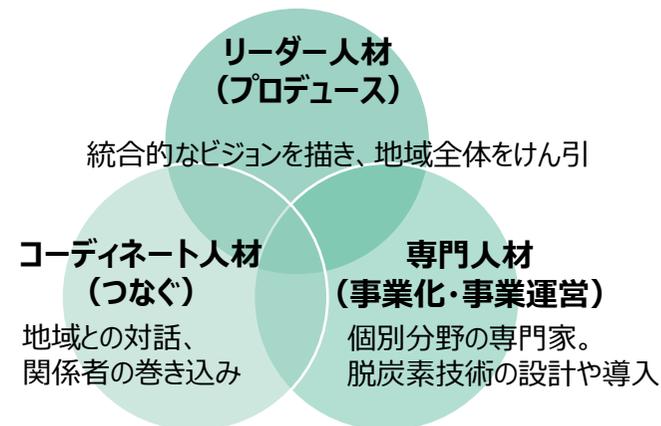
## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### 育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する



# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）



【令和8年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】  
【令和7年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

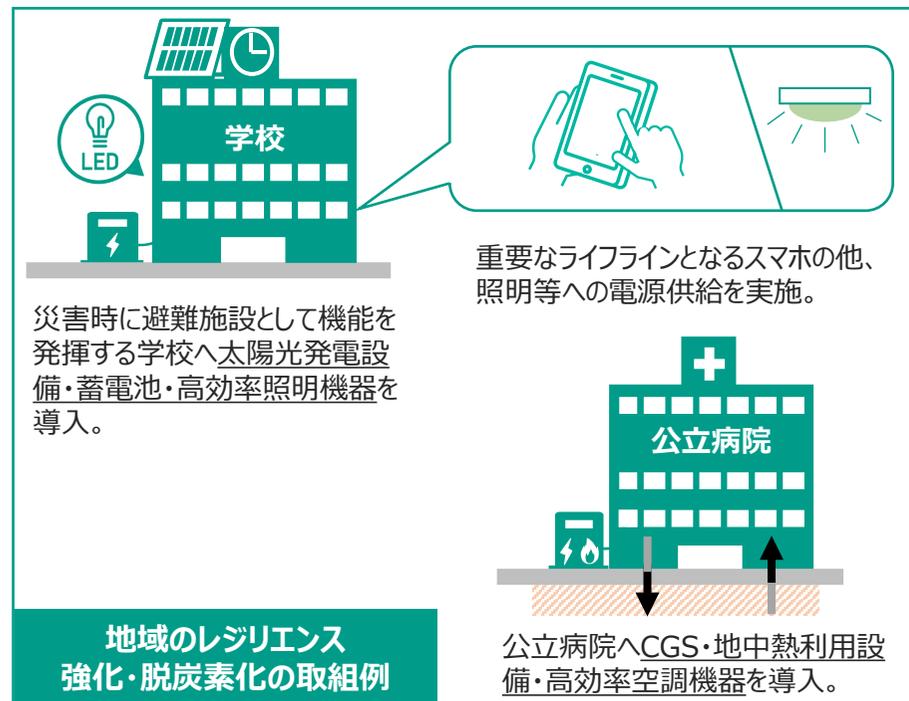
## 3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象： 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間： 令和3年度～

## 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等

- 導入
- ・再エネ設備
  - ・蓄電池
  - ・CGS
  - ・省CO2設備
  - ・熱利用設備 等



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

デコ活  
くらしの中のエコろがけ



環境省

【令和8年度予算(案) 3,200百万円(3,450百万円)】

【令和7年度補正予算額 4,500百万円】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

## 2. 事業内容

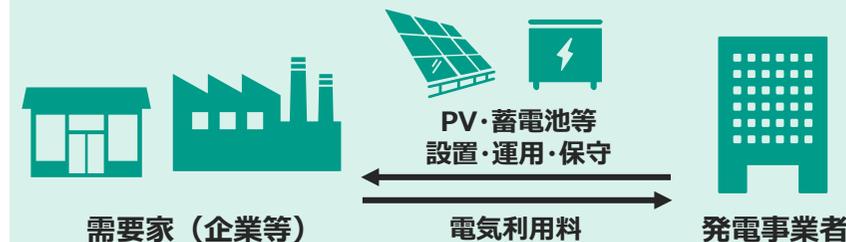
- (1) ストレージパリティ※の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業  
※ 太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化推進事業
- (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
- (5) 新手法による電力融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

## 3. 事業スキーム

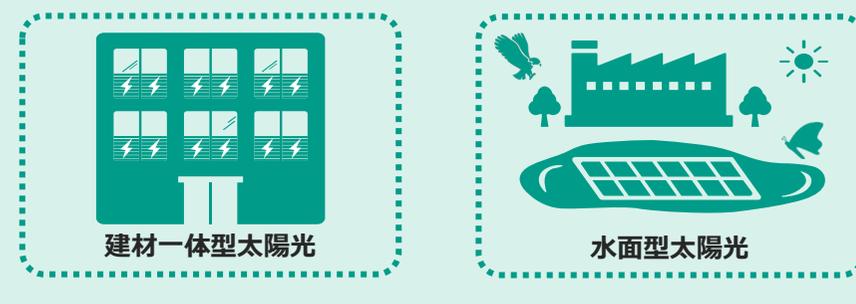
- 事業形態：間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



### 設置場所の特性に応じた再エネ導入



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、  
**(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業**（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

### ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

### ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

## 3. 事業スキーム

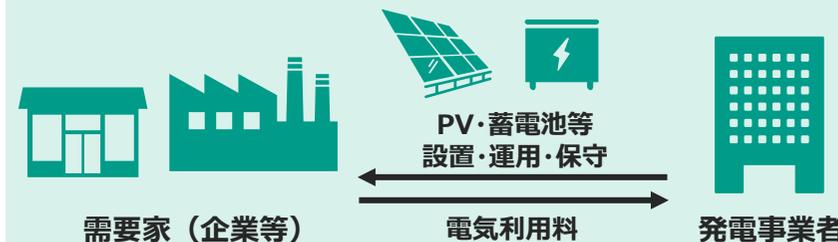
■ **事業形態**：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
 ②委託事業

■ **委託先及び補助対象**：民間事業者・団体等

■ **実施期間**：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### 太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

\*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

\*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

#### ※ コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

### ② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

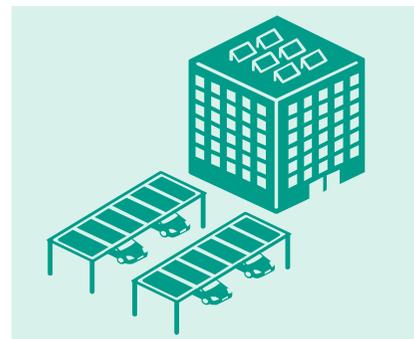
### ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

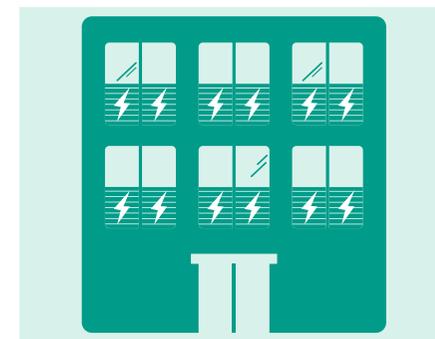
## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①～③令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ



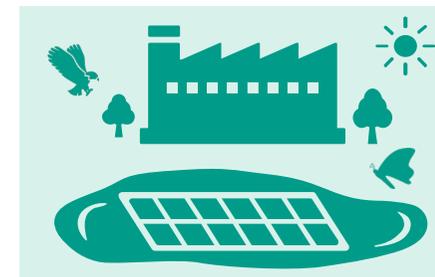
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

## 2. 事業内容

- ④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)  
地域の特性に応じた (a) 再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く)、(b) 工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件 (※) を満たす場合に設備導入支援等を行う。

### ※ コスト要件

- (熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。  
(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

- ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)  
熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

- ⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)  
設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : ④⑤間接補助事業 (計画策定 : 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入 : 1/3、1/2、2/3) ⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 : 地方公共団体※・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ
- 実施期間 : ④～⑥令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ





離島での再エネ設備等の群単位での実装により、離島の脱炭素化を図ります。

## 1. 事業目的

離島での再エネ率を向上させるため、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する技術の実装を支援することで、離島の脱炭素化を促進する。

## 2. 事業内容

離島は、電力供給量に占める再エネの割合が低い。電力供給量に占める再エネの割合を高めるためには、調整力も同時に強化していく必要があるが、そのためには、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

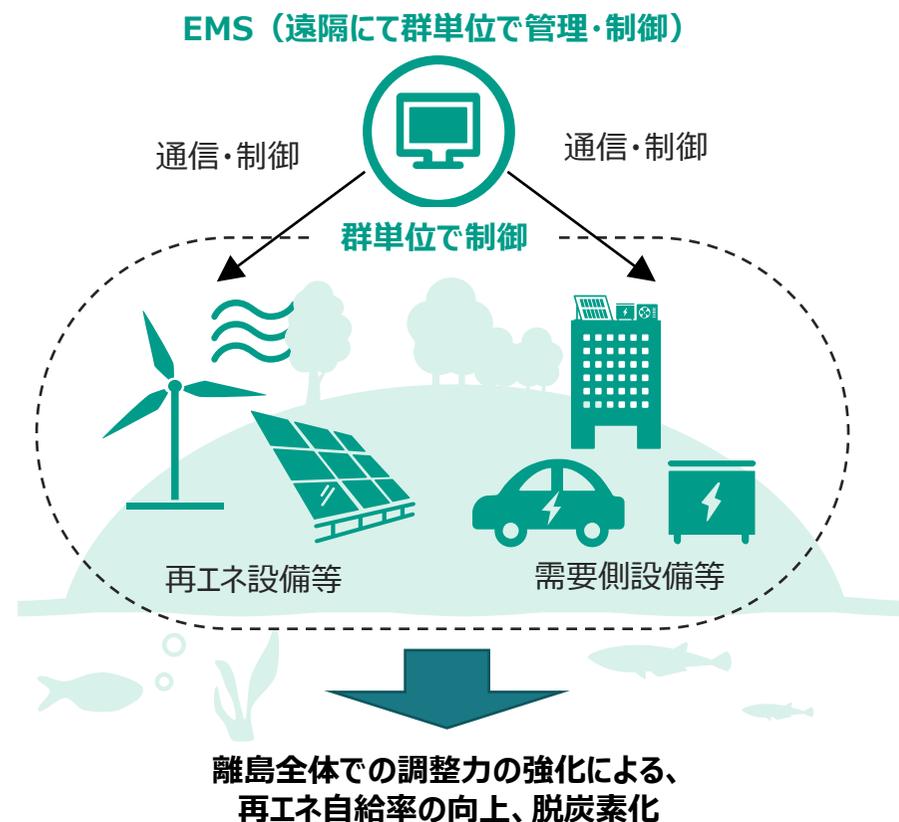
本事業では、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めCO2削減を図る以下の取組に対して支援を行う。

- ① **計画策定** : バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する計画策定
- ② **設備等導入** : 再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた取組

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業 (計画策定 : 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入 : 2/3)
- 補助対象 : 民間事業者・団体等
- 実施期間 : 令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業



浮体式洋上風力を用いたエネルギー地産地消のビジネスモデルを構築して、その普及を目指します。

## 1. 事業目的

離島をはじめとした浮体式洋上風力によりエネルギーの地産地消を目指す地域において、その導入に向けた計画策定支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成と社会実装を促進することにより、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及を目指す。

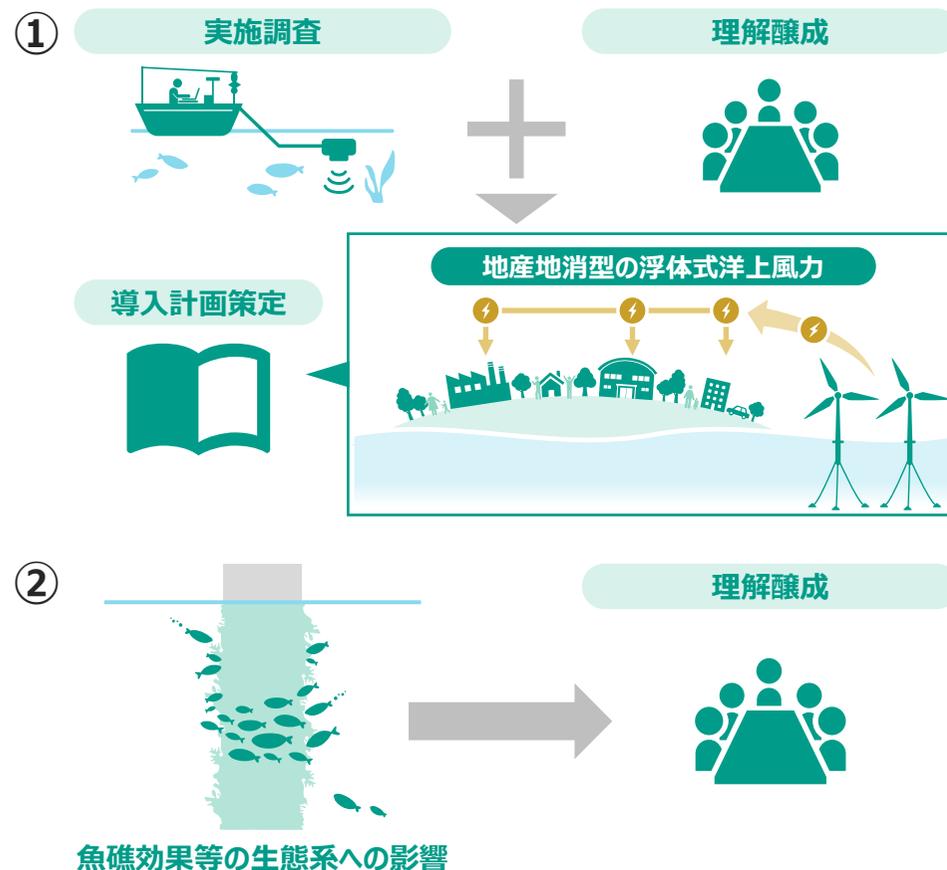
## 2. 事業内容

- ① **エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業（補助率1/2）**  
エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。
- ② **漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業（委託）**  
浮体式洋上風力の導入において一つの課題となっている地元住民（漁業関係者等）の理解醸成に資する、海洋生態系への影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①補助事業（1/2） ②委託事業
- 委託先及び補助対象：地方公共団体・民間事業者・団体等
- 実施期間：①令和8年度～令和10年度 ②令和7年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (5) 新手法による電力融通モデル創出事業



TPO（第三者所有）モデルによる建物間・地域内での電力融通モデルの創出を支援します。

## 1. 事業目的

TPO（第三者所有）モデルを活用した電力融通モデルの創出・普及促進を支援することで、建物間・地域内での脱炭素化を図る。

## 2. 事業内容

TPO（Third Party Ownership/第三者所有）モデルとは、需要家以外の第三者が設備を保有することをいい、このモデルを活用した複数の建物間・地域内での電力融通モデルが構築されることで、需要家は初期費用ゼロで設備を導入することが可能となる他、包括的な設備導入とエネルギー管理を行うビジネスモデルが確立されることで電力の有効活用が推進され、総合的な脱炭素化の加速化が期待できる。

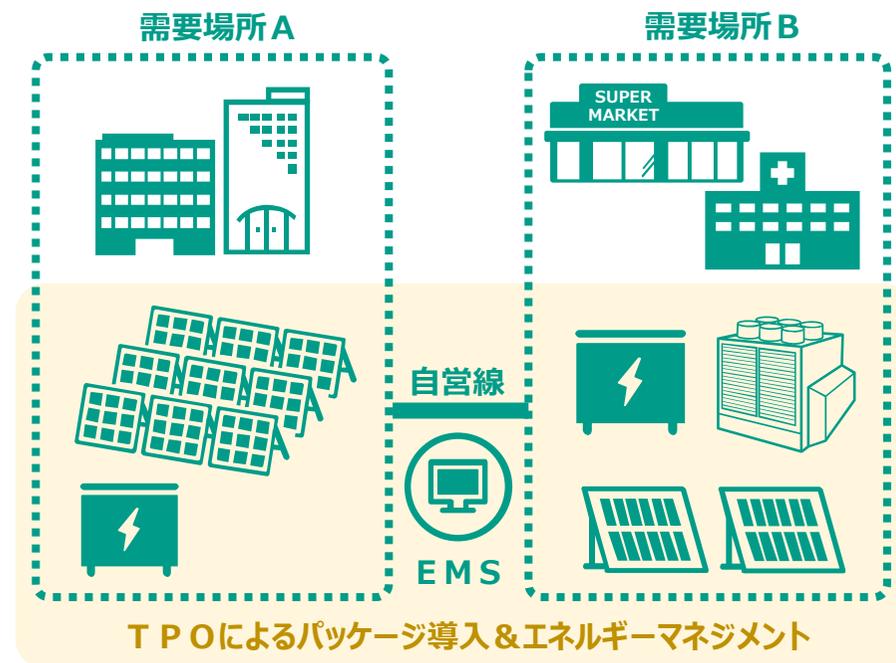
本事業では、TPOモデルを活用した以下の取組に対して支援を行う。

- ① **計画策定**：省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定
- ② **設備等導入**：複数の建物間で電力融通を行い、再エネ発電設備や自営線、EMS等の導入により、平時での省CO2と災害時の避難拠点を両立させる取組

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ





データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・地域共生加速化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

新設・既設・コンテナ型のデータセンターに対する再エネ設備等を支援することにより、データセンターの脱炭素化を図る。

## 2. 事業内容

デジタル化の進行により電力消費量の激増が予見される中、データセンターについて徹底した省エネと再エネの最大限活用が求められる。

### ① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンターの脱炭素化を推進するため、以下の取組に対して支援を行う。

- (a) 新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入
- (b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修
- (c) 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入

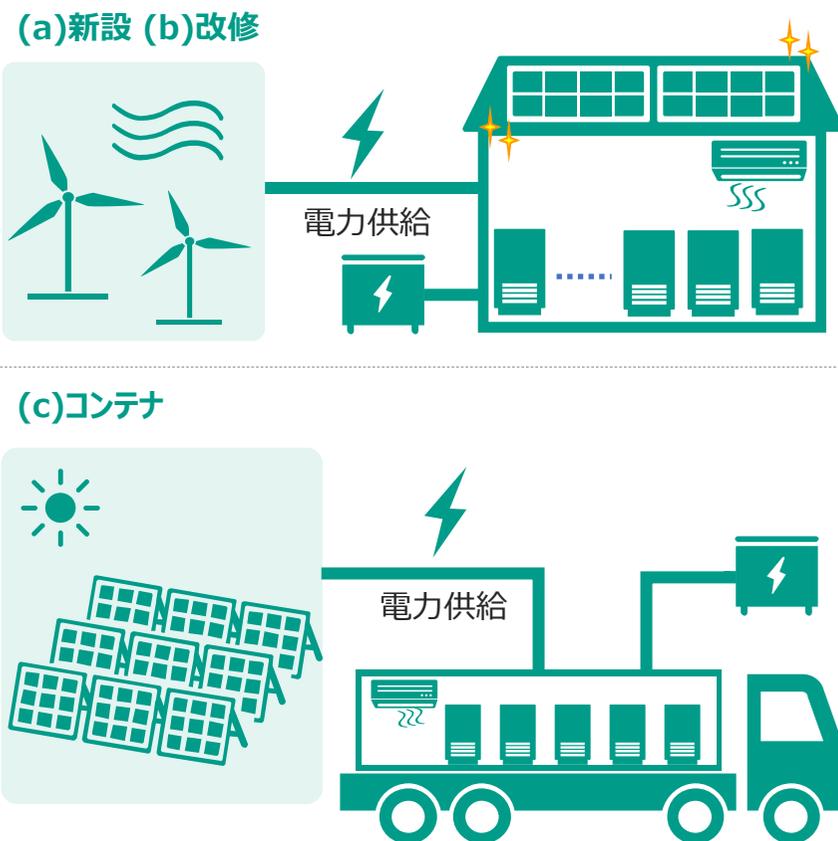
### ② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①間接補助事業（1/3） ②委託事業
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①②令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ





戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

### (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

- ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援  
ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
- ②新築集合住宅のZEH-M化等支援  
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
- ③既存住宅のZEH化改修促進支援  
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

### (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

### (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

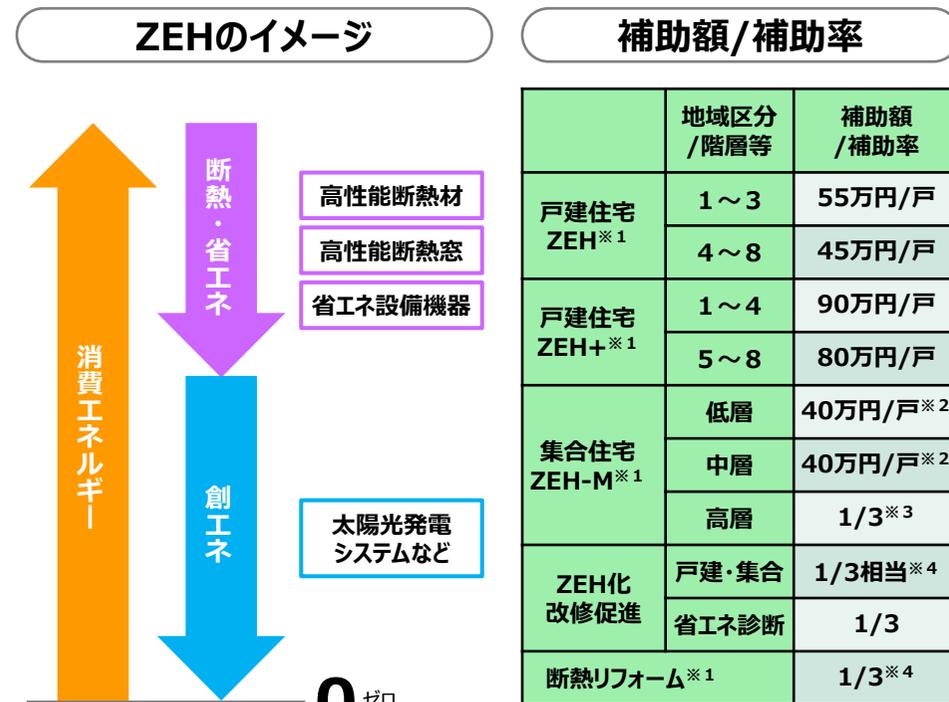
省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

- ※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅
- ※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅
- ※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ



※1 追加設備等に対する補助あり  
 ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸  
 ※3 過去に採択された案件の継続分に限る  
 ※4 補助上限あり

# 住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

### ① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助  
 ZEH : (1~3地域) 55万円/戸、(4~8地域) 45万円/戸  
 ZEH+ : (1~4地域) 90万円/戸、(5~8地域) 80万円/戸
- 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

### ② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
  - 2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）
  - 3) 上記に加え、蓄電システム※2、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助
- ※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸  
 ※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり

### ③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅取得者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

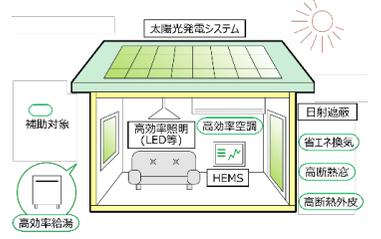
## 4. 補助対象の例

【補助対象住宅の省エネ性能等】

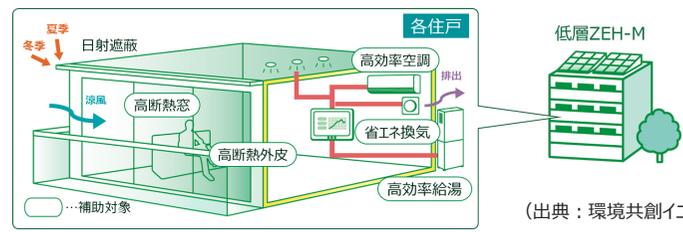
		戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
		ZEH+※3	ZEH※3	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6		断熱等性能等級5		
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上		20%以上		
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	—

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす  
 ※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上  
 ※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

### ①、③ZEHの例



### ②低層ZEH-Mの例



（出典：環境共創イニシアチブ）

# 住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して1/3補助を実施

### ① トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

### ② 居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修

①、②のいずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

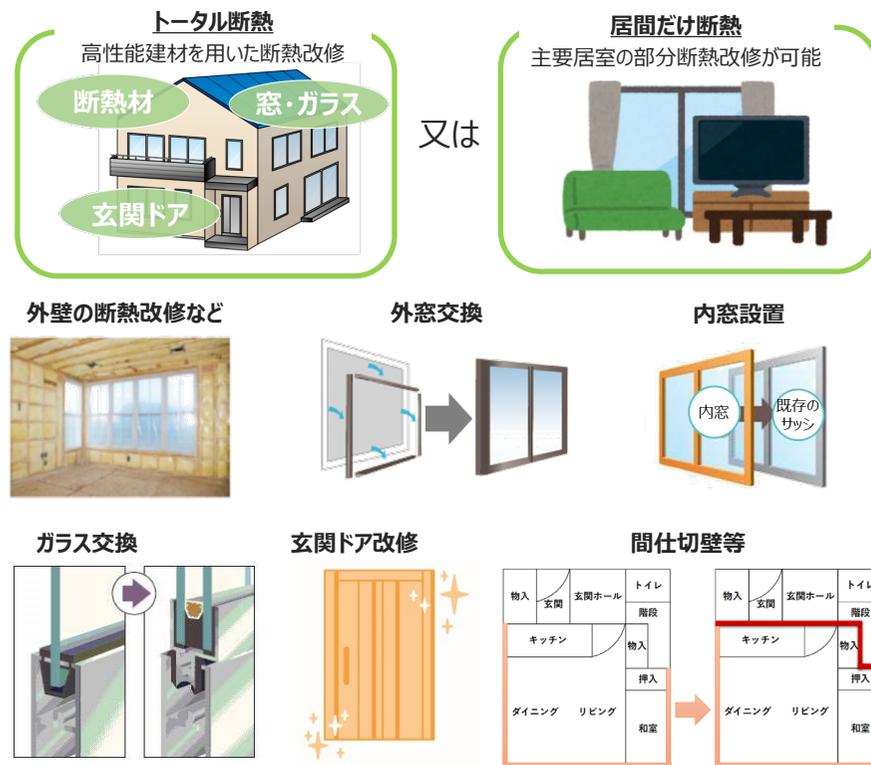
### 【補助上限額】

- ・ 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・ 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅所有者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 補助対象の例



断熱材・窓と同時に行う玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】  
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

- （1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）**
  - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
  - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
  - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- （2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）**
  - ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
  - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
  - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- （3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）**
- （4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）**
- （5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）**
  - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
  - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- （6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）**

## 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - 委託先及び補助対象
  - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

## 1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

## 2. 事業内容

### ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

### ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

- ◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

### ③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））
- 補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

## 4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、  
**(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業**（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



**建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。**

### 1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

### 2. 事業内容

#### ① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

#### ② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

#### ③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。  
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。  
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。  
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。  
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

## 2. 事業内容

### ① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

### ② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

### ③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

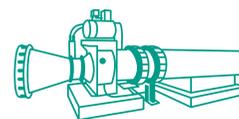
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



小水力発電設備



太陽光発電設備

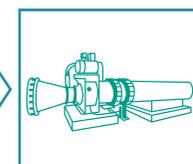


高効率設備

### ② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



発電に未利用の放流水等が存在

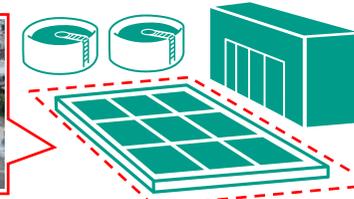
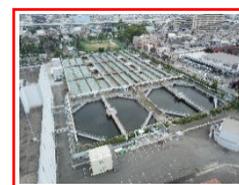


民間事業者が発電設備を設置



周辺地域・企業

### ③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施



循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

## 1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済（CE）と炭素中立（CN）の同時達成を目指す。

## 2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

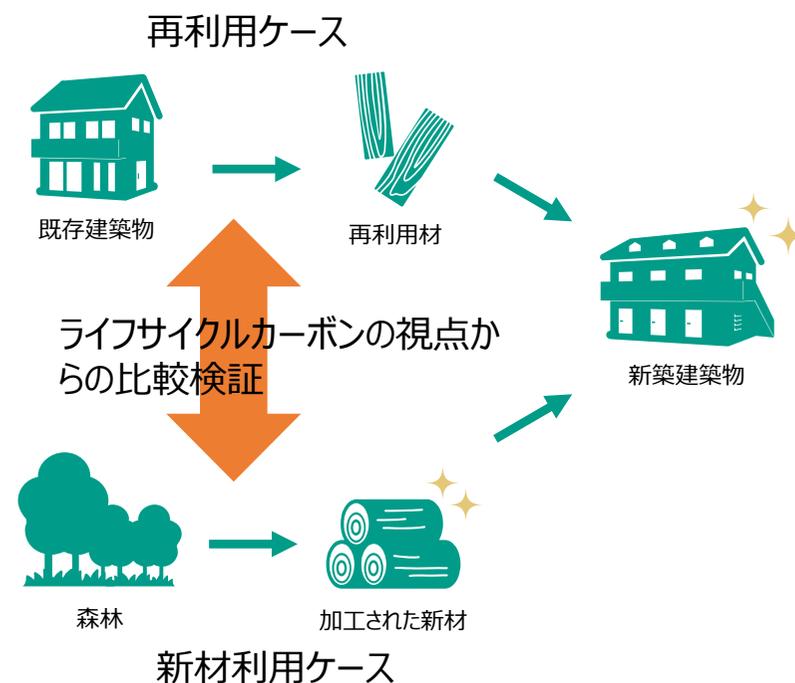
- ・ 建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- ・ 新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- ・ 木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- ・ 効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- ・ 普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※ CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）：ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者、団体
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ



# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

## 1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

## 2. 事業内容

### ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

#### 1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

#### 2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）

#### 3. テナントビルの省CO2改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を選び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）

#### 4. 空き家等における省CO2改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

### ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）

※コンテナハウス本体等は補助対象外。

## 3. 事業スキーム

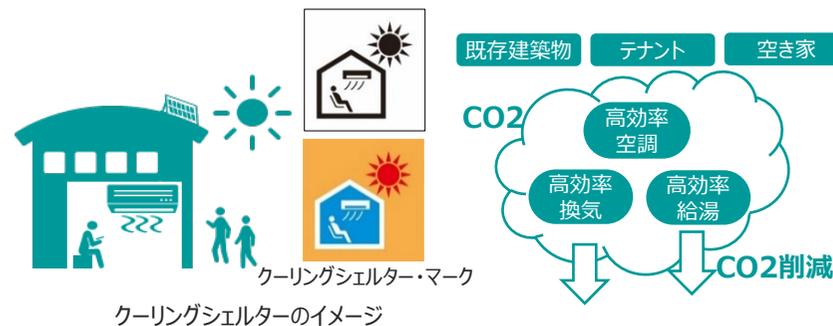
■ 事業形態：間接補助事業

■ 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等

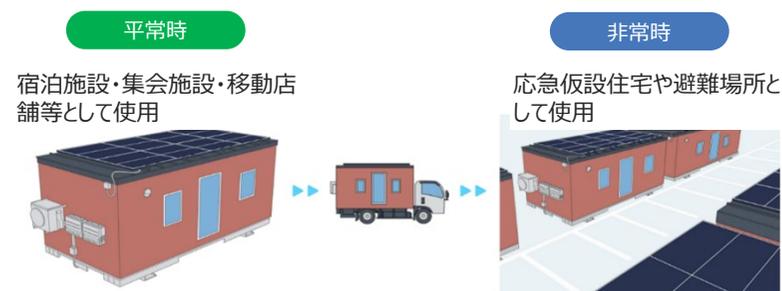
■ 実施期間：令和5年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



### ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 / 住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341  
大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）



営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

## 1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

## 2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

### ◆ 補助対象設備：

省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

### ◆ 補助要件：

倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること等

① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）

② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助事業（1/2）（上限1億円）

■ 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等

■ 実施期間：令和5年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ● 補助対象事業のイメージ



### ● 省CO2化・省人化機器等の例



無人フォークリフト



無人搬送車



無人けん引車



デバンニング  
ロボット

# 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業



【令和8年度予算（案）（一般分）120百万円（120百万円）（特会分）1,639百万円（3,054百万円）】  
【令和7年度補正予算額（一般分）335百万円（特会分）175百万円】

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

## 1. 事業目的

「デコ活」の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進等を実施する。

## 2. 事業内容

### (1) デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

- ① デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を推進する。
- ② H29～R7年度に行われたナッジの成果について、実証から実装へどのようにデコ活に結び付けていくかの検証を行うとともに、国内外の事例を調査しマニュアル化、広く一般に普及するための検討を行う。
- ③ マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。
- ④ 昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。
- ⑤ グリーン製品・サービスの需要創出に向け、当該製品等の消費者への効果的な価値訴求方法等についてのモデル実証を行う。

### (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

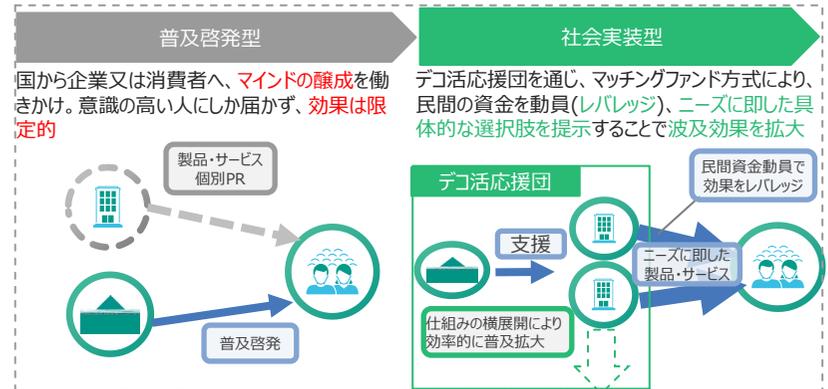
温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））  
(2) 委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）
- 委託先・補助対象： 委託事業：民間事業者・団体等  
補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間： (1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し

# 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算（案） 5,786百万円（2,786百万円）】  
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

## 2. 事業内容

- ① **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**  
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外

※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

- ② **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**  
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ **工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**  
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

## 3. 事業スキーム

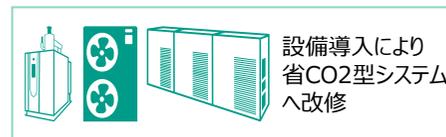
- 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### ① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

補助事業の効果



設備導入により  
省CO2型システム  
へ改修



- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果が見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

### ② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の  
現状・課題を見える化

- ▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- ▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減



グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

## 1. 事業目的

2035年度温室効果ガス60%削減、2040年度73%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成に向けた今後10年間の150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

## 2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

### (1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）

- 国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
- 金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進

### (2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）

- グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
- 資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助、先進事例の発掘等

### (3) ESG地域金融実践促進事業（委託）

- 地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発

### (4) ESG金融主流化事業（委託）

- ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態：委託事業

■ 委託先：民間事業者・非営利団体等

■ 実施期間：令和5年度～令和9年度

■ 事業形態：間接補助事業

（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）

■ 補助対象：民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）

■ 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



# 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業



【令和8年度予算（案） 360百万円（420百万円）】



取引先のバリューチェーン排出量算定に取り組む金融機関を支援し、中小企業等における脱炭素投資を促進します。

## 1. 事業目的

- ① 国際的な情報開示基準策定が進む中、バリューチェーン全体における排出量算定の取組が企業にとって重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン排出量の削減に向けた取組を促す。
- ② バリューチェーンに関わる中小企業等の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、地域金融機関からの取組を促す。

## 2. 事業内容

### ○ 地域脱炭素融資促進利子補給事業

※ 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

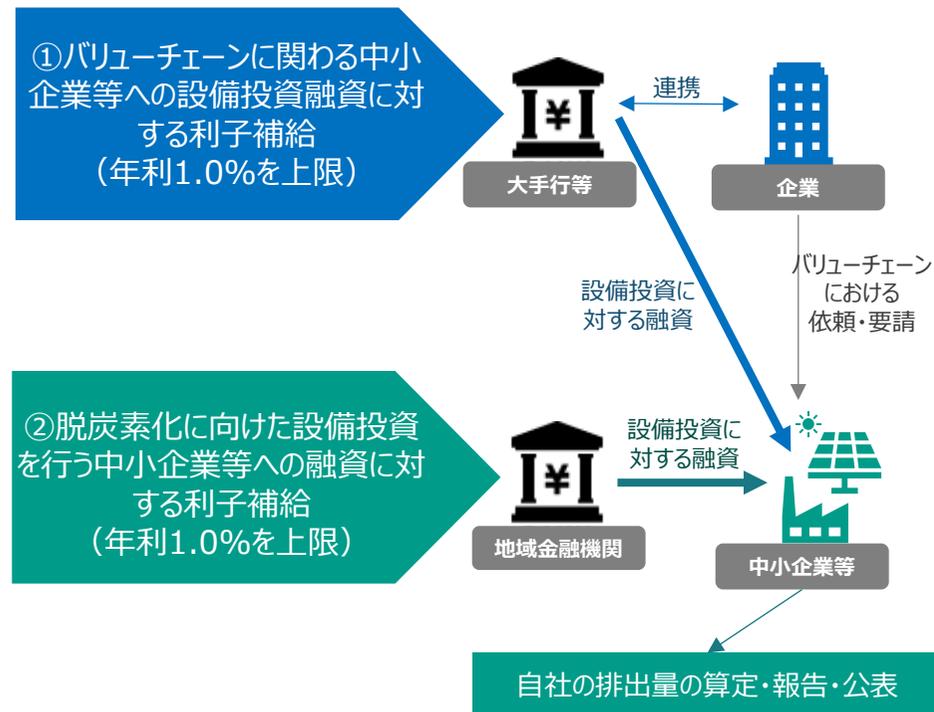
### ○ バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

- ① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、**年利1.0%を限度に利子補給**を行う。
- ② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、**年利1.0%を限度に利子補給**を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）
- 補助対象：金融機関
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ



# カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業



【令和8年度予算（案） 1,225百万円（新規）】



脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援します。

## 1. 事業目的

- ① リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大につなげる。
- ② バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

## 2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラル実現のためには、大企業のみならず中小企業等も含めたバリューチェーン全体での排出量の削減が必要となる。初期費用の抑制が可能なリースは、資金力の乏しい中小企業等において、脱炭素機器の導入を加速させるための有効な手段。また、リース会社にとっても、自らのスコープ3排出量を削減するため、ユーザーのリース資産使用に伴う温室効果ガス排出量の削減が重要となる。

このような背景を踏まえ、バリューチェーン上の脱炭素化の取組を進める中小企業等が、リースにより脱炭素機器を導入する場合に、機器の種類並びにリース事業者及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、リース料総額の一定割合（1%～6%※）を補助する。

※ 機器の種類に応じて基準補助率は1%～4%。先進的な取組を行うリース事業者及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大2%補助率を上乘せする。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



<脱炭素機器の例>

ボイラ、工作機械、空調用設備、冷凍冷蔵庫設備 等



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

## 1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

## 2. 事業内容

### (1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

### (2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

### (3) 農業機械の電動化促進事業

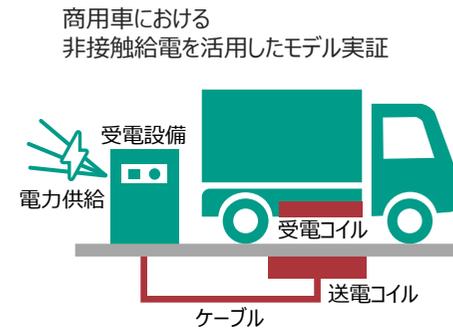
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・用途拡大につなげる。

## 3. 事業スキーム

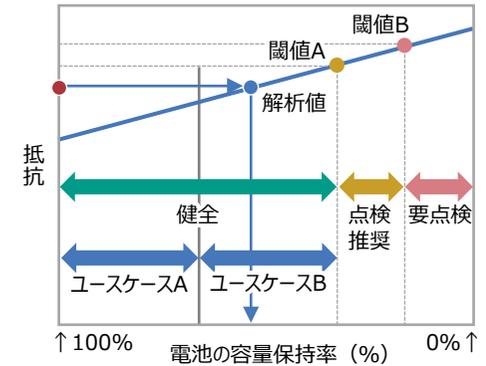
- **事業形態**：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1）、（2）、間接補助事業（補助率：2/3）（3）
- **委託先及び補助対象**：地方公共団体、民間事業者・団体等
- **実施期間**：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

### (1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

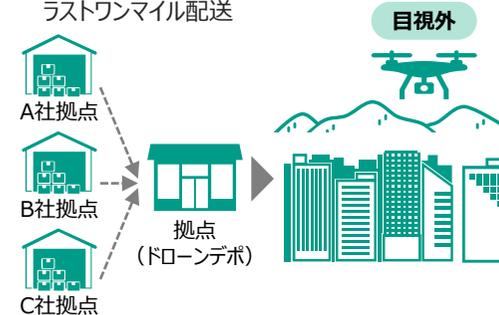


劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



### (2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送 + ドローン配送によるラストワンマイル配送



### (3) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築





コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

## 1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

## 2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

### (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業（間接補助事業）

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

### (2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業（委託事業）

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：(1) 間接補助事業 補助率：原則1/3\*  
(2) 委託事業
- 補助・委託対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

## 4. 事業イメージ

### (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



### 脱炭素型自然冷媒機器の例



食品製造ラインのフリーザー



中央方式冷凍冷蔵機器



冷凍冷蔵ショーケース





鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

## 1. 事業目的

地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

## 2. 事業内容

### (1) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）

マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

※車両の導入支援に関しては、後年度負担のみ。

### (2) グリーンスローモビリティ等の導入促進事業（補助）

地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）等の導入支援を行う。

### (3) 公共交通分野の効果的CO2削減方策検討事業（委託）

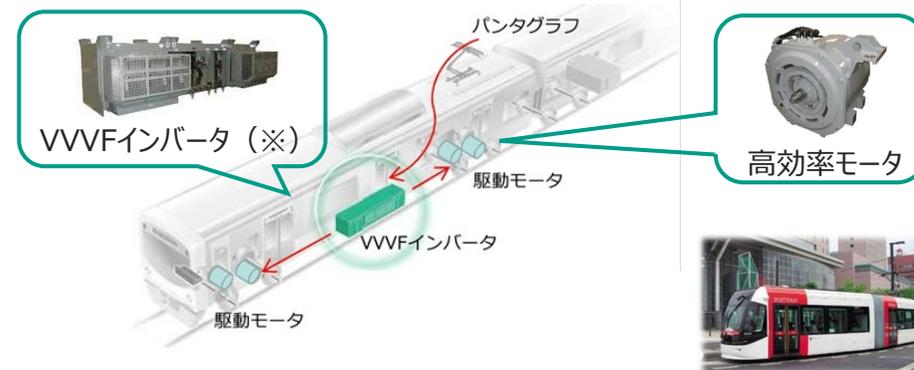
先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 間接補助事業（1/2,1/3,1/4 ※一部上限あり） (2) 間接補助事業（1/2 ※一部上限あり） (3) 委託事業
- 委託先・補助対象： 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間： 令和元年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

### (1) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業



※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置  
（写真は東洋電機製造(株)HPより）

### (2) グリーンスローモビリティ等の導入促進事業





2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

## 1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のメタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

## 2. 事業内容

### (1) 空港における脱炭素化促進事業

- ① 空港における再エネ活用型GPU等導入支援
- ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

### (2) 港湾における脱炭素化促進事業

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

### (3) 海事分野における脱炭素化促進事業

メタノール燃料システム等の導入支援

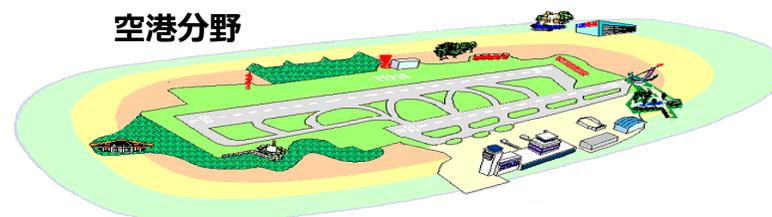
### (4) フォークリフトの燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフト導入支援

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（1），（2），（4）／直接補助事業（3）①／委託事業（3）②
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和3年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



港湾分野



海事分野



フォークリフト



# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 空港における脱炭素化促進事業 (国土交通省連携事業)



空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再エネ電力を有効活用する設備や車両を導入することで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待される。そのため、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給に伴い排出されるCO2の大幅削減に資する再エネ活用型GPU等の導入を支援するとともに、EV・FCV型車両導入支援を行う。

## 2. 事業内容

### ① 空港における再エネ活用型GPU (地上動力装置) 等導入支援

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU (補助動力装置) 等からGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

### ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

空港内専用の作業用車両等について、ガソリン型からEV・FCV型へ切り替えていくことで空港内のカーボンニュートラル化に貢献する。

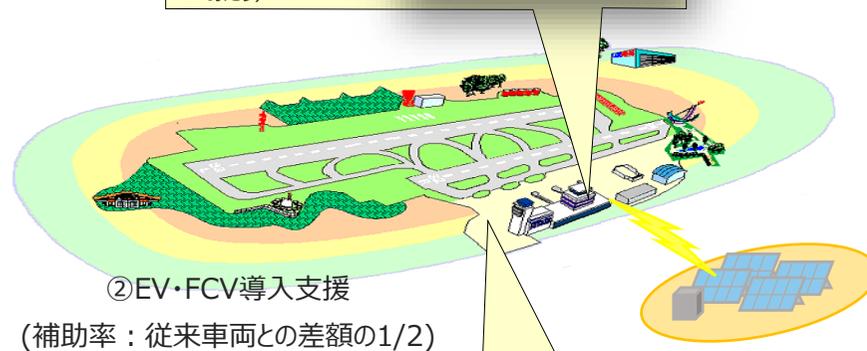
## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業 (補助率1/3等)
- 補助対象：①②民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：①令和4年度～令和12年度 ②令和6年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### ① GPU等導入支援 (補助率：本体価格の1/3等)

効果：APU (補助動力装置) からGPU (地上動力装置) への切替えによりCO2排出量は約8～9割削減 (駐機1回あたり)



### ② EV・FCV導入支援 (補助率：従来車両との差額の1/2)



効果：ガソリン車のCO2と比較して、約5割削減

出典：E-PORT AN HP  
(<http://www.e-port-an.com/>)

# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

## 1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾において、脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入による港湾機能の高度化を図り、カーボンニュートラルポートの形成を促進し、ひいてはサプライチェーン全体の脱炭素化に寄与する。

## 2. 事業内容

### 再生エネルギーを用いた港湾施設設備等導入支援

港湾のターミナルにおいて、温室効果ガス排出量が多い荷役機械や停泊中船舶の脱炭素化に向け、低・脱炭素荷役機械の導入や船舶へ電力を供給する設備の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（従来機との差額の2/3等、本体価格の1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### 再生エネルギーを用いた港湾施設設備等導入支援

- 低・脱炭素荷役機械の導入支援  
【補助率】従来機との差額の2 / 3 等



トランスファークレーン



ストラドルキャリア

- 船舶へ電力を供給する設備の導入支援  
【補助率】本体価格の1 / 3



# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (3) 海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



脱炭素化推進システム等の実用化・導入により脱炭素化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### メタノール燃料システム等の導入支援

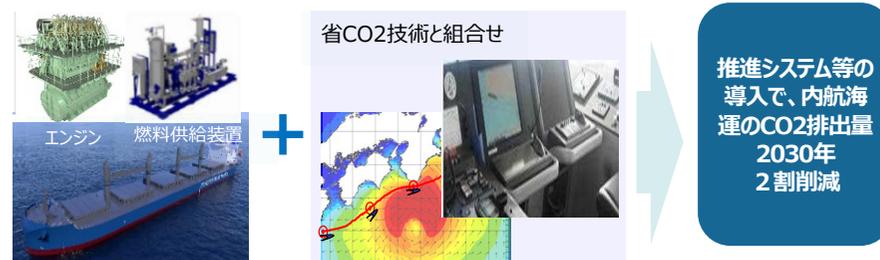
メタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：補助事業（直接1/4（中小型船1/2））
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和3年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### メタノール燃料システム等の導入支援



# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (4) フォークリフトの燃料電池化促進事業



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、燃料電池フォークリフトの活用を推進します。

## 1. 事業目的

フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

## 2. 事業内容

本事業では、フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。

具体的には、燃料電池フォークリフトの購入に係る経費の一部を補助する。

## 3. 事業スキーム

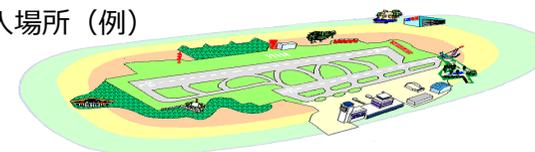
- 事業形態：間接補助事業（従来機との差額の1/2等）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和6年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2※  
※ただし、2020年度（令和2年度）までに環境省補助金を利用して導入した実績（申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績またはリースによって借り受ける共同事業者の実績）がある場合は、1/3



導入場所（例）



空港



倉庫



港湾

## ハイブリッド及び天然ガストラック・バス、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ・現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援。（①）
- ・資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進。（②）

### 2. 事業内容

#### ① ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う。

#### ② 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 ①1/2等、② 1/2～1/3）
- 補助対象：民間事業者等（②は中小トラック運送業者に限る。）
- 実施期間：令和元年度～令和8年度

### 4. 事業イメージ

#### ① ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2等

#### ② 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

補助率：買い替えの場合は、  
標準的燃費水準車両との差額の1/2  
新規購入の場合は、  
標準的燃費水準車両との差額の1/3

※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。



HVトラック・NGVトラック

HVバス・NGVバス

# プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和8年度予算(案) 7,297百万円(4,280百万円)】  
【令和7年度補正予算額 3,000百万円】

環境省

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

## 1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

## 2. 事業内容

### ① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・ 効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・ 再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・ プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・ 複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・ 紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

### ② 再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

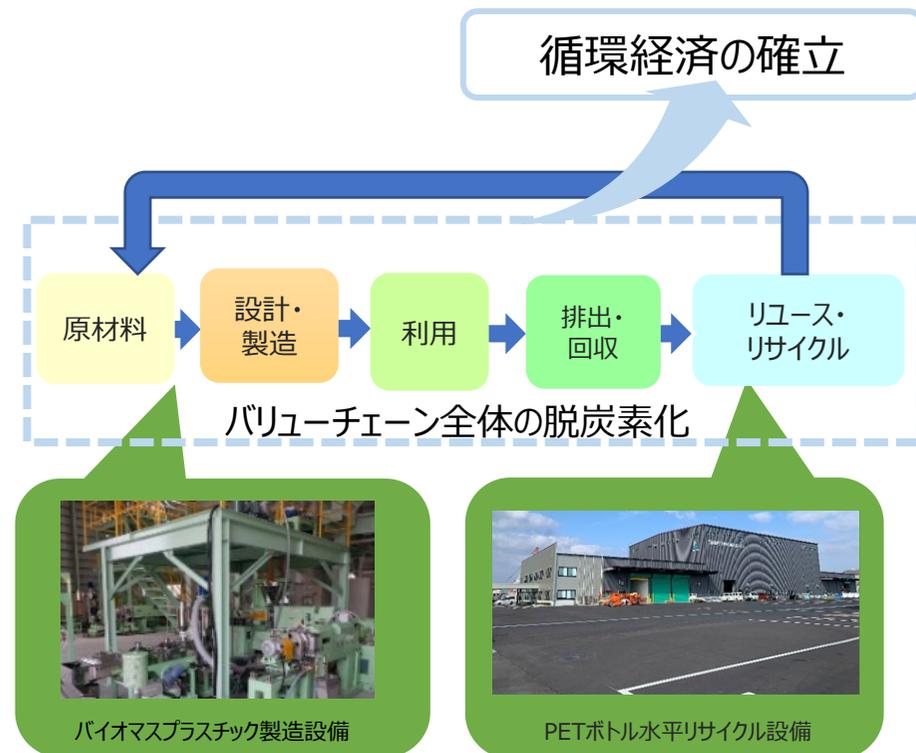


太陽光パネルリサイクル設備

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



# 脱炭素型循環経済システム構築促進事業



【令和8年度予算（案） 3,603百万円（4,000百万円）】

【令和7年度補正予算額

100百万円】環境省



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

## 1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点から資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

## 3. 事業スキーム

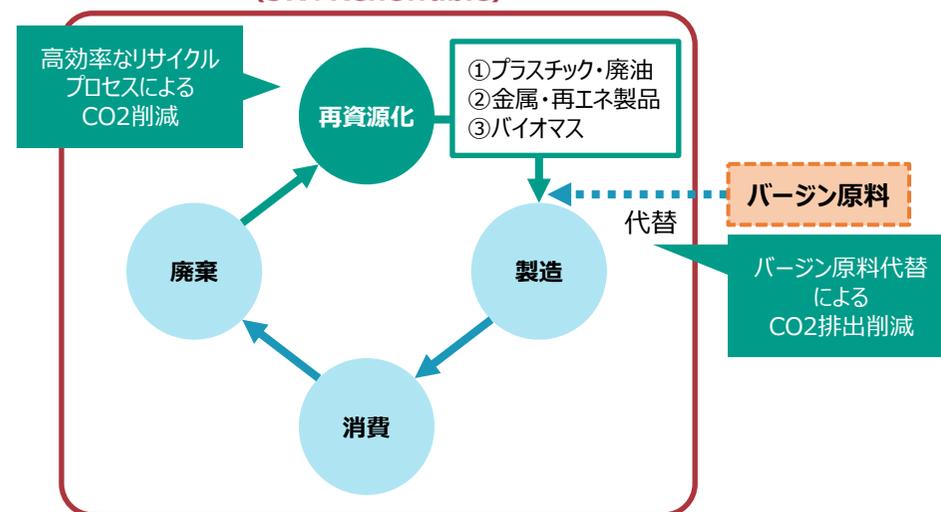
- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

- ・ 経済安全保障を踏まえた国内資源循環の促進
- ・ 再エネ関連製品普及に伴うリサイクルプロセスの省CO2化

脱炭素社会・循環経済への移行に貢献

資源の徹底活用による循環経済アプローチ (3R+Renewable)



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903  
資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153  
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4934



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

## 1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

## 2. 事業内容

- これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- 今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

### ① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強かに支援する。

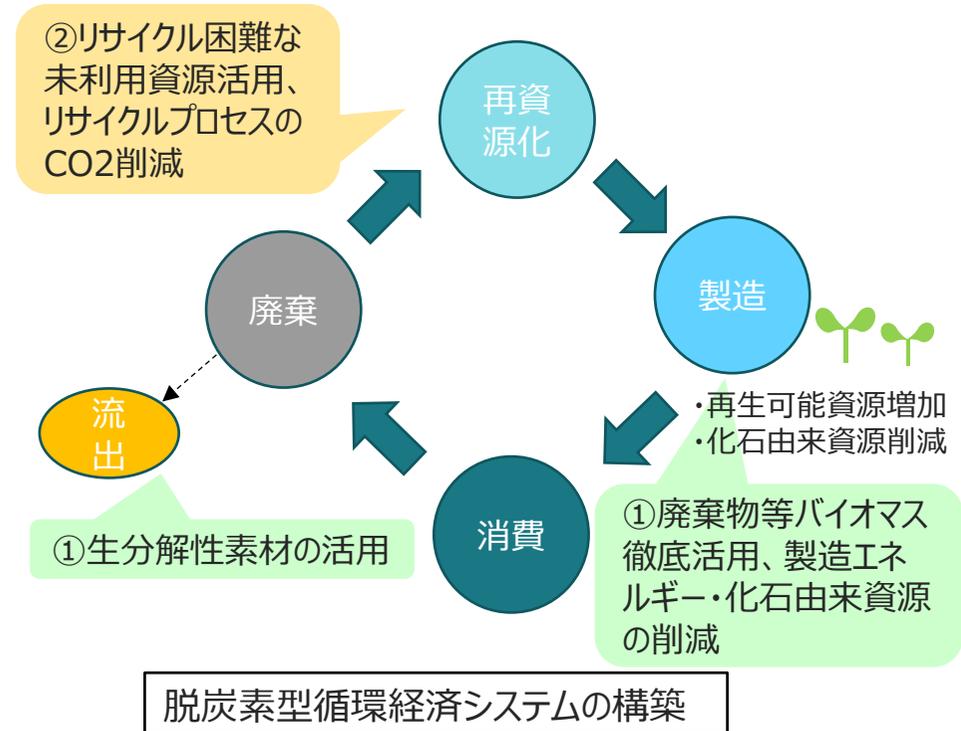
### ② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強かに支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



# 脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (2) 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

## 1. 事業目的

- ① 動静脈連携による太陽光パネル由来のガラスの水平リサイクル技術の確立（令和7年度補正予算）
- ② 今後大量排出が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

## 2. 事業内容

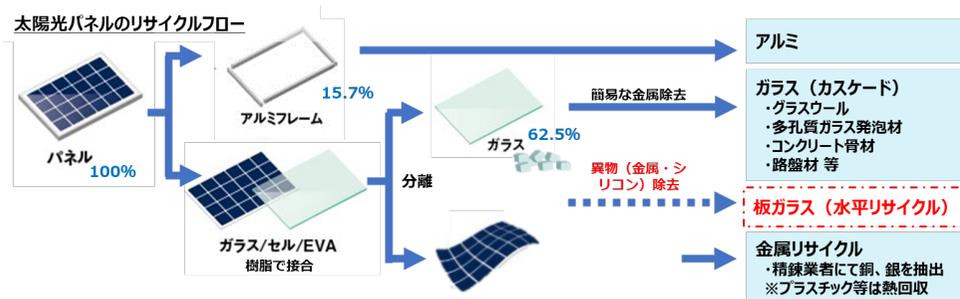
- 今後大量排出が見込まれている太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に国内でリサイクル・適正処理されるためのシステムの構築が必要。経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 再エネ関連製品等については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されておらず、リサイクル原料の活用においては、製品や素材の排出時の品質にばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、高品質なリサイクル材が製造できていない。製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の十分な供給が実現できていないためであり、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の確立が重要である。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実なリサイクル・適正処理を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

## 3. 事業スキーム

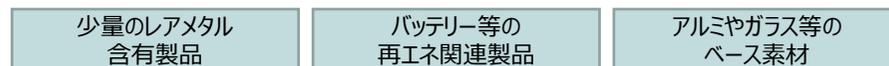
- 事業形態：委託事業、間接補助事業（1/2、1/3）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

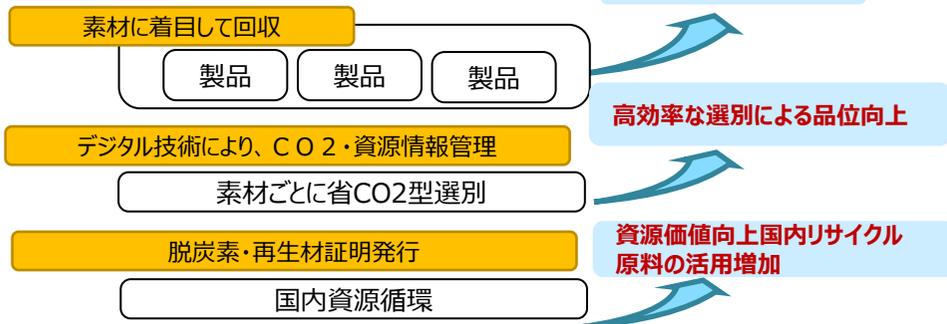
### 事業目的①



### 事業目的②③④



### 実証例



# 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業



【令和8年度予算(案) 24,890百万円(24,600百万円)】  
【令和7年度補正予算 6,000百万円】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

## 2. 事業内容

昨今の気候変動を鑑みて、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっている。廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型施設の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。本事業では、以下の事業に要する費用の一部の補助や実証事業等を実施する。

### (1) 交付金

- ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2、1/3交付
- ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設)：1/2交付
- ・計画・調査策定(計画支援・集約化等)：1/3交付

### (2) 補助金

- ① 新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2、1/3補助
- ② 改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2補助
- ③ 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助  
(災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助)
- ④ 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- ⑤ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

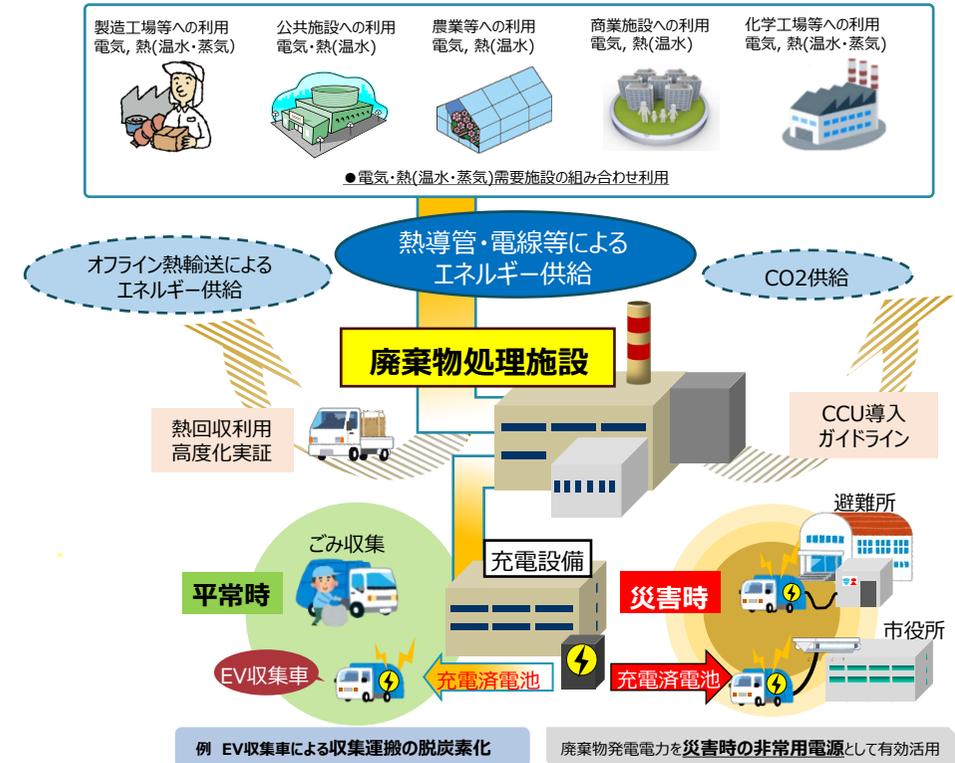
### (3) 委託・補助金

- ① 廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業(委託、2/3補助)
- ② 自治体向けCCU導入ガイドライン作成事業(委託)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：(1)(2)①②③④⑤交付金・間接補助事業(交付・補助率1/2、1/3、差額の3/4、定額)  
(3)①委託事業・補助事業(補助率2/3)、②委託事業
- 委託先及び交付・補助対象：(1)(2)①②：市町村等 (2)③④⑤(3)①市町村等・民間団体等  
(3)②民間団体等
- 実施期間：平成27年度～

## 4. 事業イメージ





地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

## 1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBを含有した変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援し、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す。**

本事業では、地域貢献等の要件を満たす事業の廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で使用されること）の費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象。

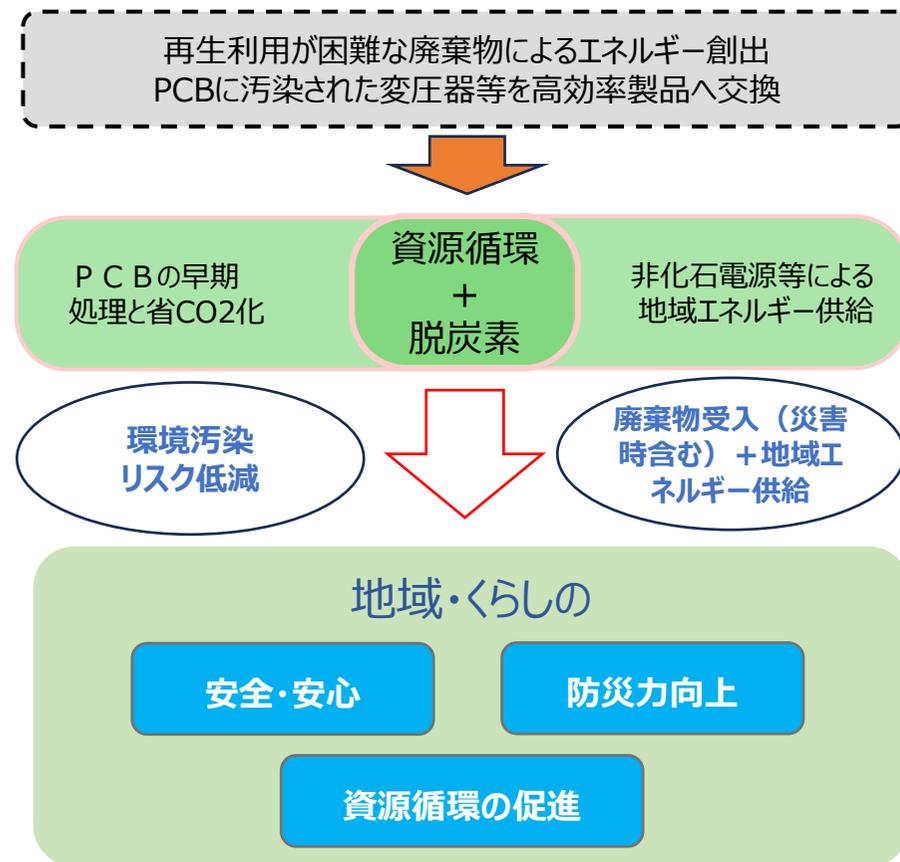
### (2) PCBを含有した変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBを含有した変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 熱回収事業 補助率1/3（上限1.5億円 但し、発電能力2MW以上は3億円、5MW以上は5億円）  
燃料製造事業 補助率1/3（上限1億円 但し、高度化設備導入の場合は1.5億円）  
(2) 補助率 1/3（上限100万円）、1/10
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：(1) 令和7年度～令和11年度、(2) 令和7年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ





浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

## 2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

### ① 既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

### ② 既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

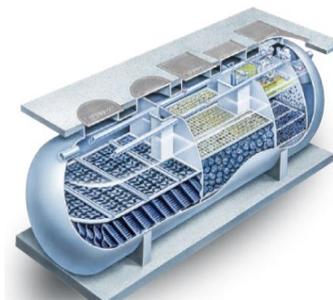
### ③ 中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- 上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和4年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

# 地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）



【令和8年度予算（案） 3,117百万円（3,774百万円）】



水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・40年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素利活用機器の社会実装や水素の需要創出を加速することで、エネルギーの脱炭素化とレジリエンス向上を実現する水素社会の構築を推進する。

## 2. 事業内容

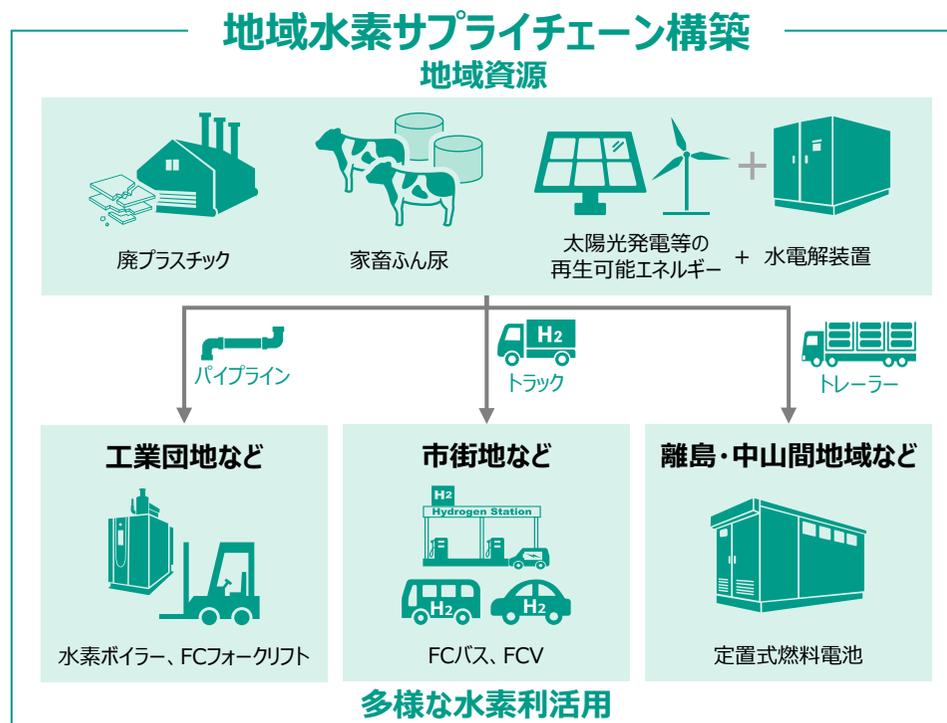
水素社会の実現に向けて、地域における再エネ等由来水素の利活用促進や水素の需要創出等を行う。

- ① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業  
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築する実証事業を行う。
- ② 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業  
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ③ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業  
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。
- ④ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業  
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : ①④委託事業・②③補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先・補助対象 : 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 : ①令和7～11年度、②令和7～11年度、③令和7～8年度、④令和7～11年度

## 4. 事業イメージ



水素社会の実現へ

お問合せ先 : ①、②、④ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
③ 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話: 0570-028-341  
電話: 03-5521-8301



分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による脱炭素技術の開発・実証を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域に根差し、かつ、分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施することにより、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築する。

## 2. 事業内容

### ① 地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証

様々なステークホルダーがイノベーションのパートナーとして参画できるよう、脱炭素化に取り組む地方公共団体や関係省庁との連携により、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施する。

### ② 技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証

CO2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進展しない脱炭素技術について、開発・実証事業を実施する。

### ③ スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）

創造的・革新的な脱炭素技術を有する事業者を支援することで、2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

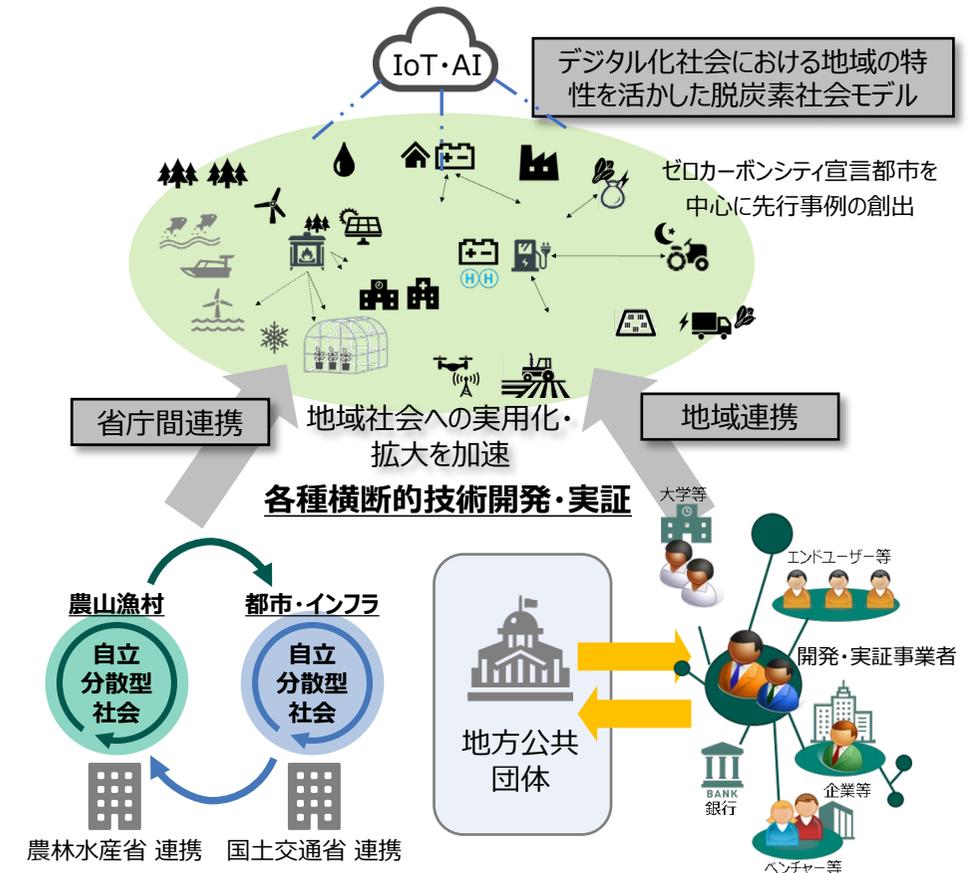
## 3. 事業スキーム

■ 事業形態：補助事業（1/2、定額）・委託事業

■ 委託・補助対象：民間事業者・団体・大学・研究機関等

■ 実施期間：令和4年度～令和10年度※ ※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

## 4. 事業イメージ



# 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業



【令和8年度予算（案） 13,874百万円（14,257百万円）】

JCMを通じた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、我が国のNDC（温室効果ガス（GHG）の2030年度排出削減目標（2013年度比▲46%））達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

## 2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」等のJCM関係目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を推進。

### ● 資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出）

一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う脱炭素技術・製品について、資金支援等を通じて普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。

### ● 運営等推進事業

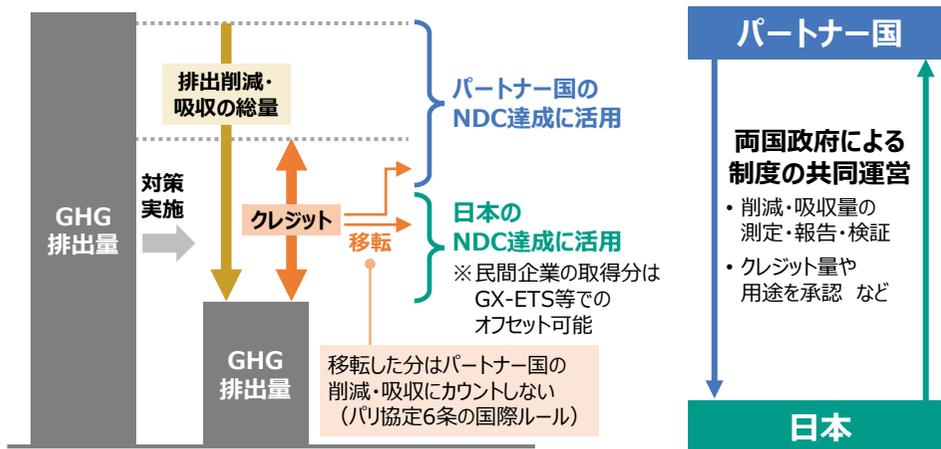
民間JCMを含む効果的・効率的なJCMの実施には、適切な案件形成、制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。改正温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、MRV実施や新JCM登録簿開発・運営など信頼性の高いJCMの制度の効率的な運営を行う。また、環境インフラ海外展開戦略を踏まえ、新規JCMプロジェクト形成を目指した魅力ある街づくりの海外展開に向けた検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業
- 補助対象、拠出先、委託先：補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### 削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※1 GHG:Greenhouse Gas

- パートナー国への脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国のNDC達成及び持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話：03-5521-8246  
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

# 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （1）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）



JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」等に基づき、脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。
- ② JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクト化を後押し。

## 2. 事業内容

### ① JCM設備補助事業

令和4年以降増加している新規JCMパートナー国を含め、JCMパートナー国に脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等により、「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積1億トン、2040年度までの累積2億t-CO2程度削減量・吸収量の確保目標の達成を実現し、我が国のNDC達成に活用するとともに、パートナー国の脱炭素社会への移行等に貢献。

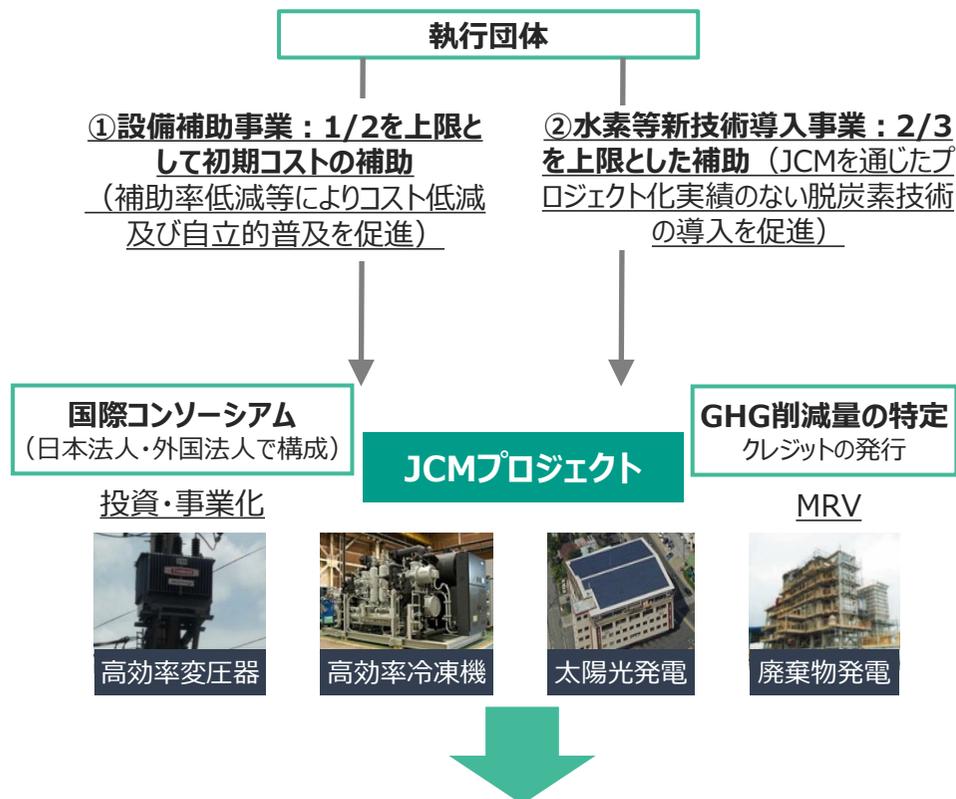
### ② 水素等新技术導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。  
（令和8年度は継続案件のみ）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：①1/2以内、②2/3以内）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のJCM関係目標（累積1億トン削減量）の達成

# 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）



脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。ADBを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。アジア諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

## 2. 事業内容

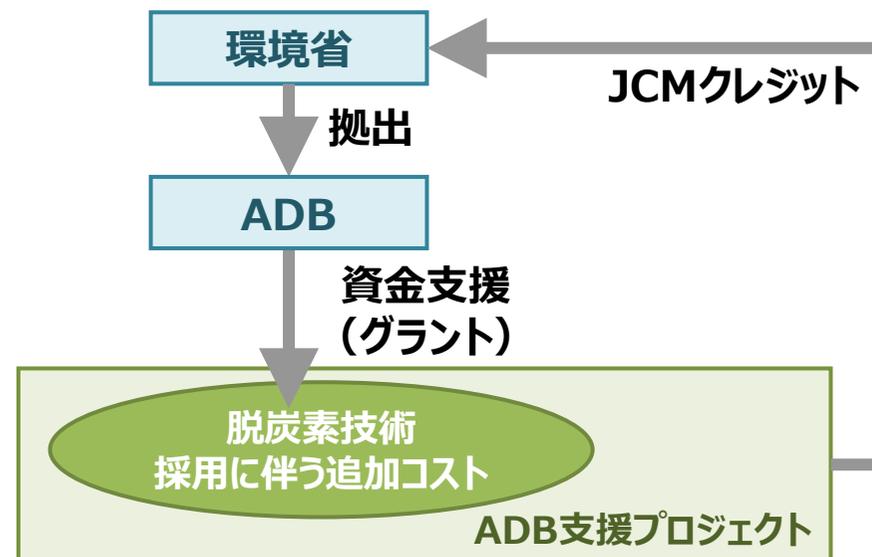
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：拠出金
- 拠出先：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間：平成26年度～令和12年度

## 4. 具体的なイメージ



- ※クレジットは、プロジェクト実施国と資金貢献の割合に応じて分配
- ※ADBが融資するプロジェクトの一部費用に対して資金支援を実施



信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」等に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保に向けて民間JCMを含めたJCMプロジェクトからのクレジットの着実な発行が不可欠。改正地球温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、民間JCMを含むJCMプロジェクト実施によるCO2排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿開発・運営等により、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を促進する。

## 2. 事業内容

- JCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を見据えた効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、指定法人制度を中心に、JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会開催のための事務局の運営や各JCMプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）、新JCM登録簿システムの開発・運営やJCMクレジット取引市場の整備等を効率的に実施するほか、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行う。
- また、改訂された環境インフラ海外展開戦略を踏まえて、二国間クレジット制度（JCM）における新たなプロジェクト形成の観点から、日本が強みを有する公共交通機関を軸に据えた魅力ある緑の街の海外展開に向けた検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

#### 【合同委員会の開催】



#### 【JCMプロジェクトサイクル】



※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料  
※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書

# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業



【令和8年度予算（案） 1,395百万円（1,305百万円）】



アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

## 1. 事業目的

GX推進戦略に地域・くらしの国際戦略として都市間連携、JCMパートナー国の更なる拡大や実施体制強化が位置づけられた。「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標へ貢献する。

## 2. 事業内容

### (1) 長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援

途上国・新興国において、長期戦略の策定及びそれに伴う国家温室効果ガス（GHG）インベントリの整備、PaSTIを通じた民間セクターでのGHG排出量把握・情報開示等の透明性向上の推進を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等の普及する。

### (2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業

二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援を実施する。

### (3) 脱炭素都市間連携推進等事業

日本の自治体と民間企業が連携し、パートナー都市において脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行うほか、案件形成支援を行う。また日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例等を共有し、日本の先行的な取組を世界に展開する。

### (4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業

資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国が抱える環境問題の解決とJCMを通じたCO2排出削減の促進を図る。

### (5) シナジー型JCM創出事業

脱炭素だけでなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。

### (6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進

アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることにより各国NDCに反映させ、日本の技術の世界全体への導入を促進する。

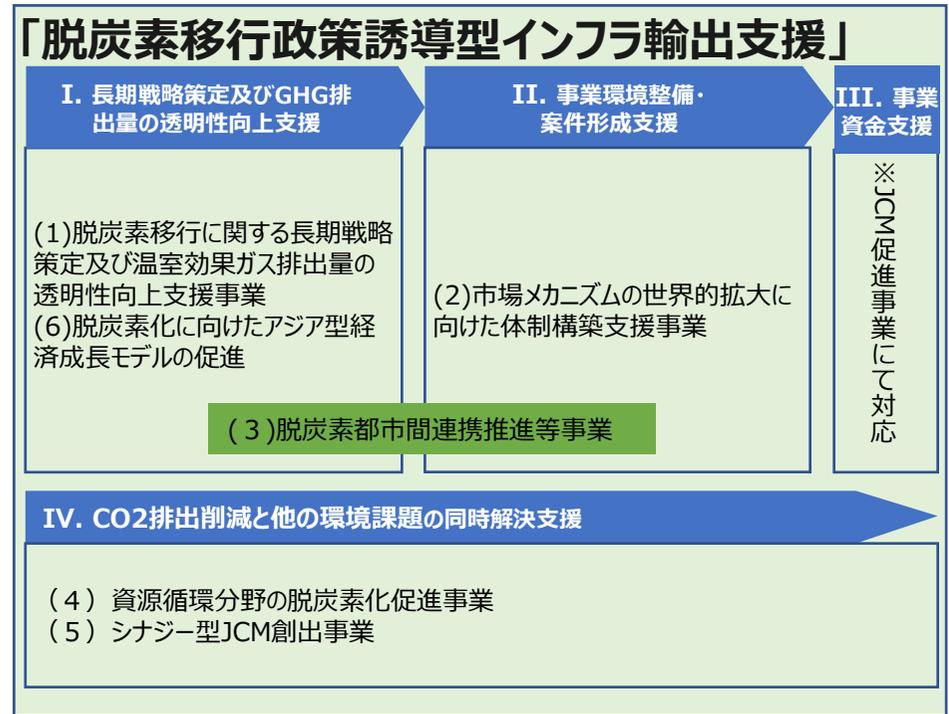
## 3. 事業スキーム

■ 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）

■ 委託先・補助対象：民間事業者・団体等

■ 実施期間：(1) (4) 平成29年度～令和12年度 (2) 令和5年度～令和12年度 (3) 平成26年度～令和12年度 (5) 令和7年度～令和9年度 (6) 令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248

国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室、地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室、環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室、水・大気環境局 環境管理課/国際協力推進チーム

# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (1) 脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業



途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定及びGHG排出量の透明性向上を支援します。

## 1. 事業目的

パリ協定の目標達成には、各国が長期戦略で1.5℃目標に向けた道筋を示し、国や事業者のGHG排出状況を把握しながら排出削減を推進する必要があります。また、サプライチェーン全体にわたるGHG排出の可視化は、アジアゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合でも求められているところ。本事業では、JCMによる脱炭素技術等の導入促進の基盤となる、途上国及び新興国における①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋に関する長期戦略等の策定及び②国や企業のGHG排出量の透明性向上を支援する。

## 2. 事業内容

今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等が脱炭素社会へ移行できるよう、制度基盤を形成するための脱炭素政策形成支援を実施する。

### ① 脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行に関する長期戦略等の策定支援

温室効果ガス排出削減対策技術の導入や政策オプションによる削減効果を科学的に評価するAIMモデルを活用して長期戦略やNDCの策定を支援する。これにより、東南アジア諸国等の脱炭素政策導入や案件形成につなげる。

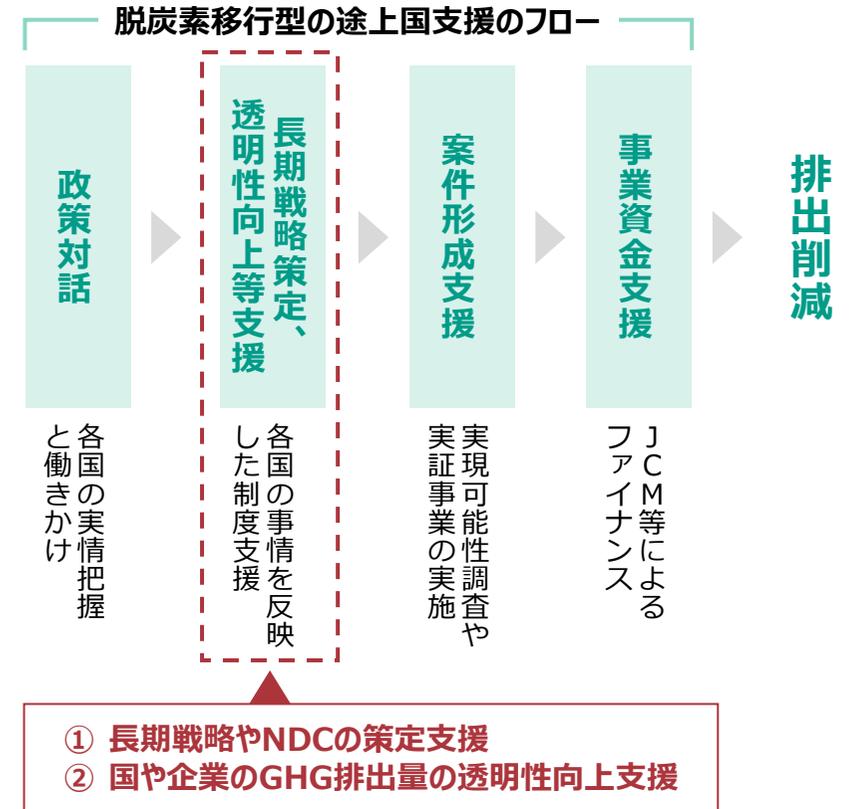
### ② 国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

我が国に強みのある、事業者単位での報告制度の実績を活かし、途上国において企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援する。本制度により企業の温室効果ガス排出量削減を促す。また、各国のインベントリ・隔年透明性報告書（BTR）の作成を支援し、東南アジア諸国等のGHG排出削減の着実な実施を進めていく。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成29年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業



## 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援

### 1. 事業目的

- 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）実施に向け、実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を行う、「パリ協定6条実施パートナーシップ」の運営を行う事業。当該パートナーシップはCOP27にて日本主導により立ち上げ、2023年G7札幌会合を契機に「同パートナーシップセンター」を設立。パートナーシップには、現在86の国・200以上の機関が参加（2025年3月時点）。
  - センターの活動を通じJCMがより拡大・促進できる環境を醸成し、国が決定する貢献（NDC）達成へ貢献する\*。
- \* 2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の排出削減・吸収量の確保（温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定））

### 2. 事業内容

本事業では、パリ協定6条の完全運用化が2024年11月に合意されたことも踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と更に連携し、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」が下記の活動を行う。

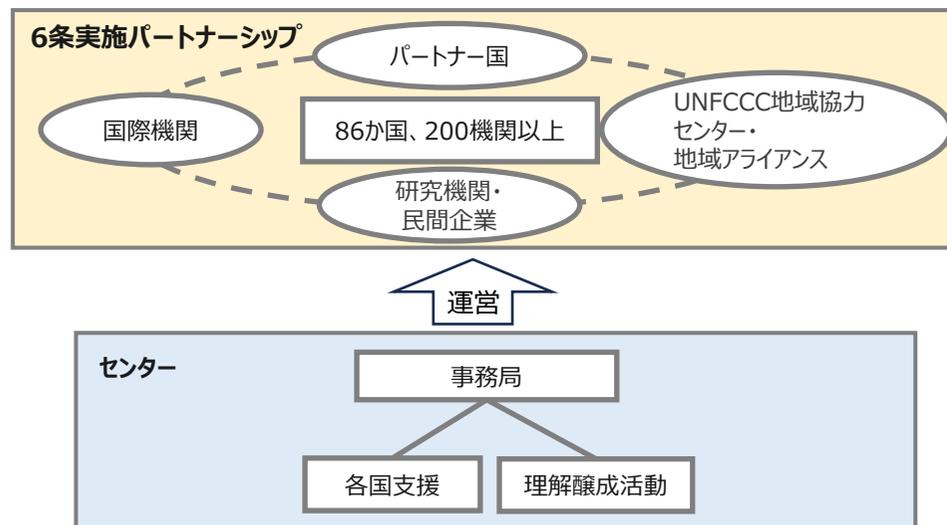
- JCMパートナー国を含む各国の6条実施体制構築及び手続実施支援（6条戦略策定、政府承認、報告、クレジット管理等）
- パリ協定6条の理解醸成活動
- パートナーシップの運営 等

これらの実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を踏まえ、JCMをはじめとするパリ協定6条の取組への理解醸成を図り、支援国にとっても国際協力を活用した排出削減の取組が加速されるような手続整備支援を行うことも含め、世界的な排出削減を進める。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和5年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (3) 脱炭素都市間連携推進等事業



途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進し、国内の「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広がります。

## 1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。G7札幌コミュニケには、G7として、国際的な都市間連携及び知識共有の促進等を通じ、地方政府と緊密に協働していく旨が明記された。途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、国内で創出に取り組む「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げ、脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

## 2. 事業内容

### 脱炭素都市間連携事業

日本の自治体が脱炭素社会形成に関する技術、経験、ノウハウ等を活用して、民間企業等と連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行う。これを通じ、JCM資金支援事業を活用した公共施設・工業団地等における再エネ・省エネ設備等の導入に貢献する。これを通じ、日本の自治体が脱炭素化に向けたパートナー都市の野心向上と政策実行を後押しし、国際的な脱炭素ドミノの輪を広げていく。

### 国際セミナーにおける発信

脱炭素社会実現のための都市間連携セミナーなど国内外におけるイベント開催等を通じ、日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例、都市間連携の成果事例を共有し、都市間連携等を一層促進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成26年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



脱炭素社会実現のための都市間連携セミナー2025



MoU締結式（沖縄県浦添市・パラオアイライ州）



高効率ポンプ（ベトナム）



調光調色型高効率LED照明（ベトナム）



屋根置き太陽光（チリ）

# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

## 1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

## 2. 事業内容

### ① PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、国際機関と連携して作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイダンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイダンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

### ② 廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

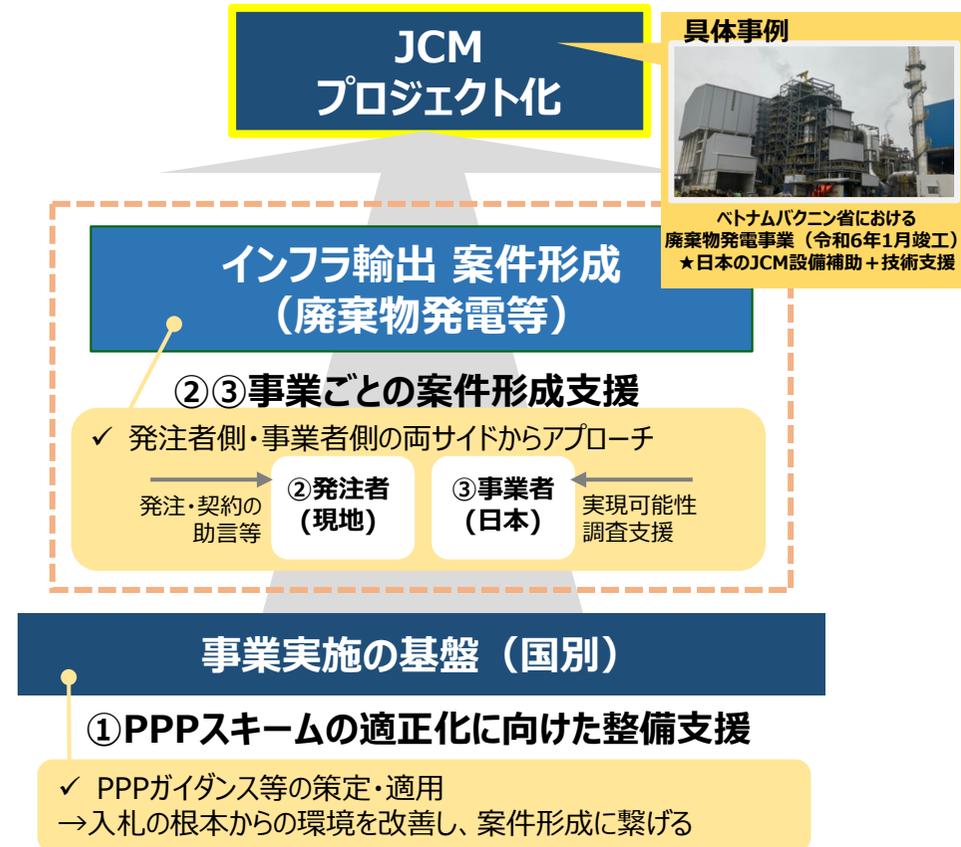
### ③ 廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成29年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (5) シナジー型JCM創出事業



JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現します。

## 1. 事業目的

脱炭素だけでなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。その事業の実現に向けて、JCMパートナー国での実現可能性調査及び技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトの実現につなげる。また、本事業で得られたシナジー型プロジェクトの知見はJCM全体の進め方の改善に活用する。

## 2. 事業内容

2024年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、冷媒の選択、特に漏洩防止や廃棄時の管理等のフロンライフサイクル管理などが求められた。また、経済発展や人口増加・都市化が著しい発展途上国においては大気汚染等の問題も目下喫緊の課題となっており、これらの環境問題等を解決するとともに、脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及が重要である。

これらの課題を解決するため、本事業ではJCMを活用した我が国の脱炭素と大気汚染やオゾン層破壊等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。

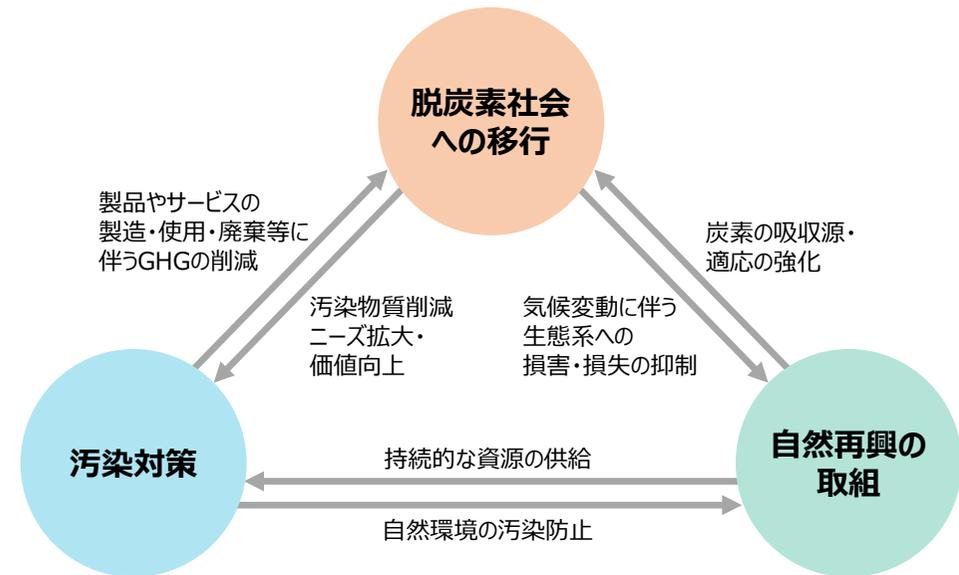
具体的には、多国間協定や二国間協力覚書等を踏まえ、JCMパートナー国において、脱炭素と大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題・社会課題とを相乗的に解決に向けてモデル的なJCM事業の実現可能性調査及びJCM事業の案件形成に向けた技術実証を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： 実現可能性調査：委託事業  
技術実証：間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象： 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和7年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

相乗的アプローチによるシナジー型JCM案件の創出のイメージ



### 実現可能性調査／技術実証

- ・モデル的な事業の実現可能性調査
- ・現地に適した技術適用の実証

# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進事業



ASEANの脱炭素と経済成長の同時実現のモデルを促進、国際発信し、JCM等のプロジェクト形成を進めます。

## 1. 事業目的

気候変動対策は喫緊の課題であり、パリ協定の1.5℃目標の実現に向けて、締約国が一致団結して、世界全体で更なる脱炭素に向けた取組を着実に進めていく必要がある。特にアジアは経済成長著しい中で、経済成長と脱炭素を同時に実現していくことが重要。このような中、アジアゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合の合意文書で示されている「一つの目標、多様な道筋」といったアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を気候変動枠組条約第33回締約国会合（COP33）で予定されているグローバル・ストックテイク（GST）の成果に反映し、国際的に位置づけるとともに、JCM等のプロジェクト形成につなげる。

## 2. 事業内容

アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、日本とASEANが協力をして「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることを目指す。これにより、各国の温室効果ガス削減目標（NDC）などの脱炭素の計画に反映し、JCM等のプロジェクト形成により日本の得意とする技術のアジア、更には世界全体への導入を促進し、我が国の経済成長につなげる。

- 日ASEAN各国のNDC及び隔年透明性報告書（BTR）を含む脱炭素政策を分析し、各国の政策の優良事例を共有する相互学習を実施。
- 日ASEANの地域協力や、具体的な脱炭素プロジェクトへの形成について検討
- ASEAN-日本 GSTレポート」のドラフティングを行うワークショップを開催。
- COPで共同イベントを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」の発表、アウトリーチ、2028年のCOP33でのGSTへの反映を目指し、日ASEANで協調。

※NDC/長期戦略、企業の透明性向上、BTR/インベントリを含む脱炭素政策形成支援と連携し、本事業を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

活動	R8	R9	R10
分析・相互学習	日ASEANの NDC 及びBTRを含む脱炭素政策の分析	各国の政策の優良事例の共有と、相互学習の実施	「ASEAN-日本 GSTレポート」を踏まえた、各国への政策へ反映の検討
意見交換/案件形成検討	1.5℃目標に向け、日ASEANの課題について意見交換	日ASEANの地域協力の検討	具体的な脱炭素プロジェクトの形成の検討
GSTレポート作成	ワークショップを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」の項目作成	「ASEAN-日本 GSTレポート」のドラフティング	「ASEAN-日本 GSTレポート」のGSTへの反映に向けた働きかけ
国際協調	COP31で共同イベントを開催し、GSTに向けた日ASEAN連携を発信	COP32で共同イベントを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」を発表	COP33で共同イベントを開催し、GSTを踏まえて日ASEANの共同行動について発信

# ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 7,000百万円（5,020百万円）】



ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

## 2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

### ① 事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

### ② 設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>

- ・ 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・ 導入規模の下限、補助上限価格
- ・ 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

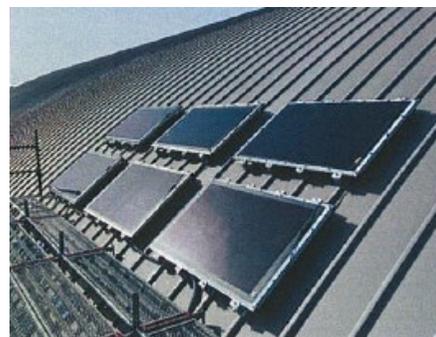
## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：令和7年度～

## 4. 事業イメージ



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8233  
電話：0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031



## 業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

### 2. 事業内容

#### (1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

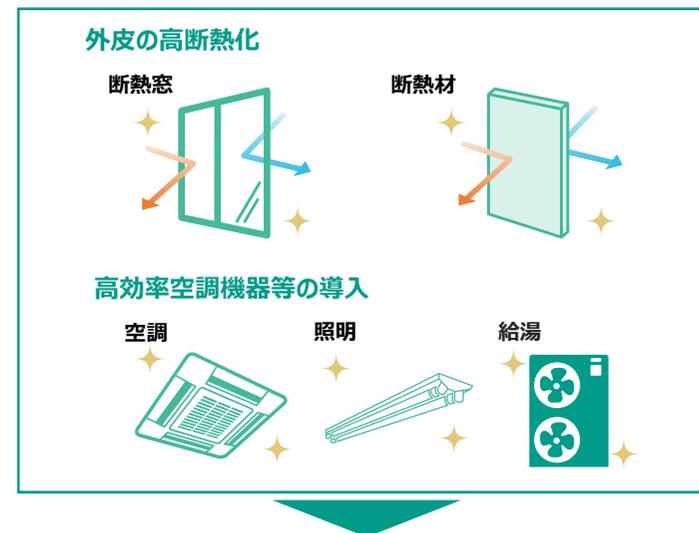
#### (2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

### 4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

# Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和8年度予算(案) 1,500百万円(2,000百万円)】  
※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担



バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

## 2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量 (Scope3) の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業 (中小企業等) が行う省CO2設備の導入を支援する。

### 主な要件 :

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

**補助対象** : 現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと  
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

**補助率** : 中小企業1/2

大企業1/3 (「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2)

**補助上限額・事業期間** : 15億円 (1事業者につき)、最大3カ年

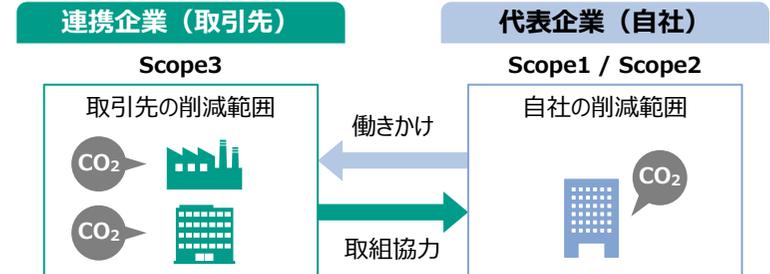
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業 (補助率 : 1/2、1/3)
- 補助対象 : 民間事業者・団体
- 実施期間 : 令和7年度～

## 4. 事業イメージ

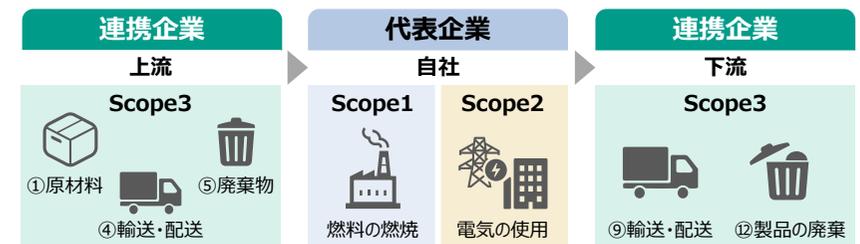
### 良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

▼ Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



### サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量 (Scope1・Scope2) を含め、連携企業の温室効果ガス排出量 (Scope3) の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3のカテゴリーを示す

# ゼロエミッション船等の導入支援事業（国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 1,200百万円（新規）】  
※5年間で総額15,100百万円の国庫債務負担



## ゼロエミッション船等の導入を支援し、その普及を促進します。

### 1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合（5.5%）を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠である。
- このため、海運事業者におけるゼロエミッション船等の導入に対し補助を行い、普及初期の導入を支援することで、CO2の排出削減を図るとともに、ゼロエミッション船等の発注を喚起し、その建造実績を積み重ね、海事産業の産業競争力強化・経済成長を実現する。

### 2. 事業内容

ゼロエミッション船等<sup>※1</sup>の導入を加速するため、当該船舶の導入に対して補助を行う。

具体的には、海上運送法に基づく特定船舶導入計画の認定を受けるとともに、非化石エネルギー転換目標を作成する海運事業者等に対して、ゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給装置、推進用バッテリー、陸電設備等の導入に係る費用の一部を補助<sup>※2</sup>する。

※1:水素燃料船、アンモニア燃料船、メタノール燃料船、バッテリー船及びハイブリッド船

※2:外航船は、水素燃料船及びアンモニア燃料船に限る。

なお、ゼロエミッション船等の導入にあたりグリーン鉄を使用する場合には追加的に補助。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2（メタノール燃料船、ハイブリッド船は1/3）等）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～

### 4. 事業イメージ



水素燃料船



アンモニア燃料船



メタノール燃料船



バッテリー船  
(ハイブリッド船を含む)

補助対象設備の例



エンジン



燃料タンク



燃料供給装置



推進用バッテリー



陸電設備<sup>※</sup>

※本事業において、バッテリー船等と一体的に導入するものに限る



【令和8年度予算（案） 20,000百万円（15,000百万円）】  
※3年間で総額36,500百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

## 1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

## 2. 事業内容

### ① CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材を供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

### ② 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ① CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

### ② 革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備